

経営発達支援計画の概要

実施者名 (法人番号)	宇治田原町商工会（法人番号 6130005008838）
実施期間	平成31年4月1日～平成34年3月31日
目標	<p>(1) 宇治田原町商工会役職員が総力を挙げて小規模事業者支援体制を構築する。</p> <p>(2) 「宇治田原町第5次まちづくり総合計画」の実施に向けた取組を行う。</p> <p>(3) 京都府商工会連合会、山城区域商工会広域連携協議会、京都府、宇治田原町、地域金融機関等と連携し、小規模事業者の持続的発展を目標にした経営発達支援を行う。</p> <p>(4) 宇治田原町の地域経済活性化を図るため、「日本緑茶発祥の地ならではの観光魅力の創出」や、「茶文化をはじめとする地域文化を積極的に発信する事による広域的な交流の促進」を行う。</p>
事業内容	<p>1. 経営発達支援事業の推進</p> <p><u>(1) 地域の経済動向調査に関すること</u> 行政機関の各種経済動向調査を始め、商工会独自に地域小規模事業者への景況調査を実施、地域経済動向の「収集」・「整理」・「分析」・「提供」を行う。</p> <p><u>(2) 経営状況の分析に関すること</u> 小規模事業者が抱える経営課題を抽出、その解決に向けた支援を行う。また、小規模事業者が保有する経営資源の分析を行い、小規模事業者の強みを把握、効果的な事業計画策定につなげるための経営状況の分析を行う。</p> <p><u>(3) 事業計画策定支援に関すること</u> 窓口・巡回支援時に小規模事業者からの相談を受ける際、事業計画策定や経営革新計画等の策定を目指す小規模事業者の掘り起しを行い、小規模事業者の目的に沿った事業計画策定支援を行う。また、創業計画策定支援については、山城区域商工会広域連携協議会と連携し「創業塾」毎年1回開催し、創業予定者の掘り起しを行い、創業計画の策定支援を実施する。</p> <p><u>(4) 事業計画策定後の実施支援に関すること</u> 経営支援員が事業計画を策定した小規模事業者へ巡回訪問及び窓口相談を行い、計画の進捗確認及び実施支援を行う。実施支援に際しては、他の支援機関と連携した「専門家派遣」や、金融機関と連携した金融支援及び各種補助金の活用による「資金調達支援」等を行い、計画の遂行を支援する。</p> <p><u>(5) 需要動向調査に関すること</u> 小規模事業者が売上向上を目的とした商品開発や販路開拓を効率的に行うために必要な需要動向に関する1次情報（アンケート）の収集及び整理・分析を行う。分析を行った調査資料は新商品開発や販路開拓に意欲的に取り組む小規模事業者へ提供を行う。</p> <p><u>(6) 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること</u> 宇治田原町「地域ブランド育成応援事業」を活用した販路開拓に係る「資金調達支援」や首都圏で開催される「大規模商談会への出展支援」については、新たな需要の開拓に大きな成果が認められた事もあり、継続的な実施を図る。また、「海外への需要の開拓支援」や、「IT技術を活用した需要開拓及び情報発信能力の向上支援」についても継続的に実施する。</p> <p>2. 地域経済の活性化に資する取組</p> <p><u>(1) 日本緑茶発祥の地を活かしたお茶の魅力発信事業に関すること</u> 観光魅力の創出及び交流人口の増加を目的とした「お茶の魅力発信事業」を行う。</p>
連絡先	<p>宇治田原町商工会</p> <p>住 所：〒610-0261 京都府綴喜郡宇治田原町岩山釜井谷 1-36</p> <p>電 話：0774-88-4180 F A X：0774-88-4678</p> <p>ホームページ：http://ujidawara.kyoto-fsci.or.jp</p>

(別表1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 目標

〈第1期における取り組みと評価等〉

第1期の計画期間においては、「宇治田原町第4次まちづくり総合計画/商工業の振興策」における「①茶を柱とする地域産業の活性化と文化の発信」「②地域性を活かした農林業・工業の活性化」「③ふれあい豊かな商業・観光産業の活性化の推進」等の推進を図るため、宇治田原町商工会においては、第1期宇治田原町商工会経営発達支援計画を策定し、当該計画の基本方針に基づき、①地域の経済動向調査、②経営状況の分析、③事業計画策定支援、④事業計画策定後の実施支援、⑤需要動向調査、⑥新たな需要の開拓に寄与する事業、⑦地域経済活性化支援、⑧商工会の支援力向上、⑨事業の評価の9つの事業を実施した。宇治田原町商工会経営発達支援計画検討委員会（以下、「委員会」という。）の評価においては、第1期における各事業について以下の評価を受けた。

①地域の経済動向調査に関すること

委員会における第1期目の評価において、「管内小規模事業者への景況調査」については、小規模事業者支援施策への反映や、経営状況分析及び事業計画策定支援時にも有効に活用出来ているとの評価を受けたため、継続実施を行う。また、1次情報の収集において業種別地域経済動向調査を実施したが、当調査は重要ではあるが、調査委託費用が高額なため、継続的な調査は厳しいとの評価を受けた事により、当初計画に基づき行政機関が実施している各種経済動向調査の活用することで代替し、有効な小規模事業者の事業計画策定等につなげていく。

②経営状況の分析に関すること

委員会における第1期目の評価において、特に税務申告相談者への簡易経営状況分析の実施については、多数の小規模事業者の経営状況分析が実施出来た事に対して、高い評価を受けた事を受けて、継続的に行う。また、金融相談時、補助金申請相談時、セミナー参加者への支援時においても小規模事業者が抱える経営課題の抽出や、小規模事業者が保有する経営資源の分析を行い、小規模事業者の強みや弱みを把握、補助金申請等の効果的な事業計画策定につなげるための経営状況の分析についても継続的に行う。

③事業計画策定支援に関すること

委員会における第1期目の評価において、特に事業計画策定支援者に対して、成果の見える化を図ることについて指摘を受けた事により、計画策定後の実施支援も含め、一部改善を行う。また、窓口・巡回支援時に小規模事業者からの相談を受ける際、事業計画策定や経営革新を目指す小規模事業者の掘り起しについても継続的に行い、事業計画策定支援を行う。更に、創業計画策定支援についても、山城区域商工会広域連携協議会と連携し「創業塾」毎年1回開催し、創業予定者の掘り起しを行い、創業計画の策定支援を継続的に行う。

④事業計画策定後の実施支援に関すること

委員会における第1期目の評価において、事業計画策定後の実施支援に関して、より計画的なフォローアップを行う仕組み作りについて指摘を受けた事により、一部改善を

行う。具体的には、経営支援員が事業計画策定支援を実施した小規模事業者への巡回訪問に加え、メールや電話を活用した計画の進捗確認や相談支援の手法を取り入れ、事業計画策定支援を実施した全ての事業者への接触機会の創出及び接触回数の増加に取り組む一方で、経営支援員連携会議を四半期に1回実施し、実施支援状況の確認を行う。実施支援に際しては、他の支援機関と連携した「専門家派遣」や、金融機関と連携した「資金調達支援」等を行い、計画の遂行支援を継続的に行う。

⑤需要動向調査に関すること

委員会における第1期目の評価において、特に出展を行った商談会におけるブース来場バイヤーに対する「商談会における情報収集」は高い評価を受け、個社への有益な資料として活用が出来たので、継続的に調査及び報告書としての取りまとめ及び対象事業者への事業計画策定支援等の基礎資料として活用を行う。また、業種別需要動向情報の作成については、経済新聞や業界紙等の時事的なトピックを取りまとめた2次情報のため、事業計画策定支援等の基礎資料としても活用度が低いとの指摘を受けた事により事業の廃止を図る。

⑥新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

委員会における第1期目の評価において、特に首都圏で開催される大規模商談会への出展支援については、新たな需要の開拓による収益力向上等の定量的な成果が認められた事もあり、出展支援を行った小規模事業者からの評価も高く、委員会からも高い評価を受けた事により、継続的な実施を図る。また、宇治田原町第4次まちづくり総合計画における「地域性を活かした農林業・工業の活性化」の推進を図れた事についても委員会から高い評価を受けた。

さらに、「海外への需要の開拓支援」や、「IT技術を活用した需要開拓及び情報発信能力の向上支援」についても継続的に実施する。

⑦地域経済活性化支援

委員会における第1期目の評価において、特に「お茶の魅力発信事業」については、「全国茶香服大会の新たな開催」や「海外向けホームページ・visitujitawara.comの開設」等の取り組みが、委員会において高い評価を受けたので継続実施を行う。また、また、宇治田原町第4次まちづくり総合計画における「茶を柱とする地域産業の活性化と文化の発信」の推進を図れた事についても委員会から高い評価を受けた。

一方で、観光産業の新たな創出を目的とした「食の魅力の発信事業」については、参加事業所の取り組みに温度差があり、成果にも差異が発生した事に対応するため、地域経済の活性化に資する取組としての全体的な取り組みは廃止し、意欲ある事業者に対して、基本指針で示されている「経営状況の分析支援・事業計画策定支援・経済動向及び需要動向調査・新たな需要の開拓に寄与する支援」の範疇における個社支援へ変更を図る。

⑧商工会の支援力向上

委員会における第1期目の評価において、特に単位商工会経営支援員と広域経営支援員間での定期的なミーティングについて、当初計画との乖離があった事について、委員会において指摘があった事を受けて一部改善を行う。具体的には、今後は、事務局長がリーダーシップを取り、現場の実態を踏まえた上で、ミーティングの開催回数を四半期に1回に改め、計画的に単位商工会の経営支援員と広域担当経営支援員との支援ノウハウ等の情報交換を行う様に改善を図る。

また、「商工会職員の自己啓発」や「既存の経営支援員研修」等の OFFJT 及び「経営発達計画を推進していく上で実践力の向上を図る」等の OJT については第 1 期の評価を踏まえ、一部改善を行い継続実施を行う。具体的には、広域連携拠点（山城区域商工会広域連携協議会）の経営支援員と単位商工会の経営支援員間における OJT は、異なる組織に属している関係上、計画通り進捗しなかったため、京都府商工会連合会のスーパーバイザー制度等を活用し、OJT の改善を図る。

⑨事業の評価

委員会における第 1 期目の評価において、特に外部識者からの的確な指摘を頂き、第一期経営発達支援計画 3 年間の PDCA 化が確立出来た事について評価を受けた。第 2 期においても「経営発達計画評価検討委員会」を継続実施し、経営発達計画に係る「計画・実行・修正」を検討・協議・評価を行い、成果及び評価の公表を行う。

〈今回の申請における取り組み〉

（1）地域の現状及び課題（宇治田原町の現状と課題）

①宇治田原町の位置及び人口

京都府宇治田原町は京都府の南東部に位置し、西に宇治市、北に滋賀県大津市、東に滋賀県甲賀市（旧信楽町）に接し、町面積 58.16 km² の内、77% が森林を占める中山間地域である。交通インフラに関しては鉄道路線がなく、自家用車への依存度が高い地域であり、平成 35 年には新名神高速道路の延長開業及びインターチェンジの新設が計画されており交通アクセスは大幅に改善が見込まれている。また人口は 9,376 人・3,698 世帯（H30 町推計人口調査）が居住し、平成 17 年をピークに人口減少傾向が続いているが、下げ止まり傾向が見受けられる。



画像出典：宇治田原町ホームページ

人口推移（平成 29 年宇治田原町統計書）

年／区分	人口	世帯数	世帯人口
平成 17 年	10,060	2,929	3.43
平成 29 年	9,074	3,290	2.76

②宇治田原町の歴史

宇治田原町は江戸時代（1738 年）茶農・永谷宗円翁が「青製煎茶法」を考案し、茶の大衆化を進めた。宗円翁はその製造方法を惜しげもなく世に広めた事で、「宇治の煎茶」の名は全国にまたたく間に広がり、それが現在も宇治田原が「日本緑茶発祥の地」と呼ばれる所以である。平成 27 年に永谷宗円翁の生家は文化庁から、日本遺産に指定され、本町の観光振興策の要となっている。



③宇治田原町の産業

平成 28 年度から実施されている「宇治田原町第 5 次まちづくり総合計画/商工業の振興策」には、活気にあふれる交流のまちとして、「①自主的な取り組みにおけるまちの活

性化」「②地域ブランドの育成」「③地域内関係による商工業の振興」「④新規事業者の誘致促進」が計画されている。このような総合計画のもと、町内の主要産業は、工業団地を中心とする「製造業」と、江戸時代から続く地場産業である「茶業」の2つが挙げられる。前段の「製造業」においては、昭和 62 年に京都府下初の民間主導型の工業団地を分譲、現在約 70 社が稼働し、年間約 500 億円超の出荷高（引用：京都府製造品出荷額）までに成長してきた。また「茶業」については、近年、ペットボトルの普及と東日本大震災以降、主要市場である東北地域の需要減少が影響し、主に茶通信販売業者の厳しい状況が続いているが、茶製造卸業については、海外市場の拡大や国内市場における抹茶ブームにより収益状況は増加傾向にある。さらに、観光産業においては、近隣市町村である宇治市（平等院）・大津市（琵琶湖）・甲賀市（信楽焼）に比べ、観光資源が乏しいものの、SNS やマスコミ等に取り上げられた町内寺院が注目を受けて、年間観光客数は 13.6 万人（H28 京都府観光入込客調査）と増加傾向である。

④宇治田原町の商工業者数

宇治田原町の小規模事業者数は 394 事業所（商工業者数 449 事業所）、業種的には小売・サービス業及び茶卸小売業の構成比（48.5%）が高いのが特徴である。また、工業団地を有しているため製造業の構成比（24.4%）が高いのも地域的な特徴である。

宇治田原町の商工業者数（平成 29 年度商工会実態調査）

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
事業所数	56	110	38	85	23	72	65	449
小規模事業者数	56	76	31	79	23	64	65	394

⑤宇治田原町における課題

- ア. 日本緑茶発祥の地を活かした「お茶の魅力を発信・販路を開拓する」取組が課題。
- イ. 交流人口を増加させるため「地域資源の PR や地域交流への参加」取組が課題。
- ウ. 新名神高速道路の開通を踏まえ工業立地の潜在能力が高まる事が予想されており、工業立地の整備推進が課題。

（2）小規模事業者に対する中長期的な振興のあり方（宇治田原町商工会の現状と課題）

宇治田原町商工会の会員総数は 330 事業所（組織率 73.4%）、役員は会長以下 25 名、職員は 5 名（広域経営支援員 1 名を含む）にて運営を行っている。

宇治田原町第 5 次まちづくり総合計画/商工業の振興策」における活気にあふれる交流のまちの形成に向けて、歴史的資産や地域資源であるお茶を活かして、他の支援機関とも連携を図り、人の交流と地域の小規模事業者の育成・持続的な発展を支援していく。

①地域経済活性化の取り組み及び小規模事業者支援の取り組み（現状）

宇治田原町商工会では、昭和 56 年の商工会法一部改正以降、積極的に地域振興事業に関与し、「秋のふるさとまつり、商工祭」、「冬の賀詞交換会」等、数多くの地域経済活性化事業の中核を担い、地域住民からも高い評価を得てきたが、近年は一過性のイベント事業以外に、日本緑茶発祥の地である歴史的資産を活かした観光拠点作りや観光情

報の発信など、交流人口増加への継続的な取り組みについても行っている。また、小規模事業者向けの経営改善普及事業においては、従来の金融・労務・税務といった指導業務以外に、平成 28 年度より経営発達支援計画に取り組み、事業計画策定支援や、新たな需要の開拓に寄与する個社支援に重点を置いた新たな取り組みを実施しているが、商工会職員の人的資源が限界に達しており、商工会事業全体で不必要な事業の見直しが必要である。

②高度・専門化する経営支援への組織的対応（現状）

平成 15 年に京都府が示した商工会等の広域的な支援事業の実施体制の構築に向けた「小規模企業支援対策マスタープラン」を受けて、平成 18 年に京都府下では初めての取組となる近隣 4 商工会（宇治田原町商工会、八幡市商工会、京田辺市商工会、井手町商工会）との職員常駐型の半拠点型広域連携事業（山城区域商工会広域連携協議会）をスタートし、高度・専門化する小規模事業者支援への対応を図ってきた。

また、前述の組織改編に伴い、宇治田原町商工会においても地域振興事業の一部を廃止・縮小した上で、経営支援員 1 名を広域拠点に配置し、小規模事業者への支援体制の充実化を図りつつあるが、まだ十分な体制が整っているとはいえないのが現状である。

③職員の資質向上への取組（現状）

平成 18 年以降、経営支援員資格要件の変更に伴い、宇治田原町商工会所属の経営支援員においても公的資格取得に向けた取り組みを積極的に行ってきた。現在、中小企業診断士をはじめ、一級販売士、日商簿記等の公的資格を取得し、資質向上を図っているが、日々高度化する小規模事業者への支援には、更なる資質向上の取組が必要である。

④宇治田原町商工会における課題

- ・商工会事業全体での不必要な事業見直しが不十分
- ・宇治田原町商工会の広域拠点（山城区域商工会広域連携協議会）との連携が不十分
- ・経営支援員の経営支援能力に係る資質向上が不十分

（3）経営発達支援事業の目標

前述の「地域及び商工会の現状と課題」や「第 1 期における経営発達支援計画検討委員会における評価」及び、10 年ぶりに改訂された「宇治田原町第 5 次まちづくり総合計画」を踏まえ、宇治田原町、地域金融機関、山城区域商工会広域連携協議会、京都府商工会連合会等と連携し、小規模事業者の持続的発展に必要な収益力の向上を目的とした「経営発達支援」及び、宇治田原町第 5 次まちづくり総合計画において、新たな取り組みとして計画されている「地域資源の PR」「地域ブランドの育成」等の取り組み支援を実施する。なお、具体的な取組概要に関しては後述の「（4）取組の基本方針」に記載する。

（4）目標達成に向けた基本方針

地域小規模事業者の持続的発展と地域経済活性化を図るため、宇治田原町商工会は、京都府、宇治田原町、地域金融機関、山城区域商工会広域連携協議会、京都府商工会連合会等と連携し、主に以下の事項に取り組む。

① 地域の経済動向調査に関すること【継続】

委員会における第 1 期目の評価において、「管内小規模事業者への景況調査」については、小規模事業者支援施策への反映や、経営状況分析及び事業計画策定支援時にも有効に活用出来ているとの評価を受けたため、継続実施を行う。特に管内小規模事業

者への景況調査報告書は、宇治田原町第5次まちづくり総合計画/商工業の振興策における小規模事業者支援施策策定の基礎資料となるため、宇治田原町役場とも連携して調査事業を実施し情報共有を図る。

また、1次情報の収集において業種別地域経済動向調査を実施したが、当調査は重要ではあるが、調査委託費用が高額なため、継続的な調査は厳しいとの評価を受けた事により、当初計画に基づき行政機関が実施している各種経済動向調査の活用することで代替し、有効な小規模事業者の事業計画策定等につなげていく。

② 経営状況の分析に関すること【継続】

委員会における第1期目の評価において、特に税務申告相談者への簡易経営状況分析の実施については、多数の小規模事業者の経営状況分析が実施出来た事に対して、高い評価を受けた事を受けて、継続的に行う。また、金融相談時、補助金申請相談時、セミナー参加者への支援時においても小規模事業者が抱える経営課題の抽出や、小規模事業者が保有する経営資源の分析を行い、小規模事業者の強みや弱みを把握、補助金申請等の効果的な事業計画策定につなげるための経営状況の分析についても継続的に行う。

③ 事業計画策定支援に関すること【改善継続】

委員会における第1期目の評価において、特に事業計画策定支援者に対して、成果の見える化を図ることについて指摘を受けた事により、計画策定後の実施支援も含め、一部改善を行う。また、窓口・巡回支援時に小規模事業者からの相談を受ける際、事業計画策定や経営革新を目指す小規模事業者の掘り起しについても継続的に行い、事業計画策定支援を行う。更に、創業計画策定支援についても、山城区域商工会広域連携協議会と連携し「創業塾」毎年1回開催し、創業予定者の掘り起しを行い、創業計画の策定支援を継続的に行う。宇治田原町第5次まちづくり総合計画/商工業の振興策には、「新規事業者の誘致促進」が新たに位置づけられており、宇治田原町独自の創業支援施策等の活用など、宇治田原町役場とより連携をした創業支援を行う。

④ 事業計画策定後の実施支援に関すること【改善継続】

委員会における第1期目の評価において、事業計画策定後の実施支援に関して、より計画的なフォローアップを行う仕組み作りについて指摘を受けた事により、一部改善を行う。具体的には、経営支援員が事業計画策定支援を実施した小規模事業者への巡回訪問に加え、メールや電話を活用した計画の進捗確認や相談支援の手法を取り入れ、事業計画策定支援を実施した全ての事業者への接触機会の創出及び接触回数の増加に取り組む一方で、経営支援員連携会議を四半期に1回実施し、実施支援状況の確認を行う。実施支援に際しては、他の支援機関と連携した「専門家派遣」や、金融機関と連携した「資金調達支援」等を行い、計画の遂行支援を継続的に行う。

⑤ 需要動向調査に関すること【継続及び一部廃止】

委員会における第1期目の評価において、特に出展を行った商談会におけるブース来場バイヤーに対する「商談会における情報収集」は高い評価を受け、個社への有益な資料として活用が出来たので、継続的に調査及び報告書としての取りまとめ及び対象事業者への事業計画策定支援等の基礎資料として活用を行う。また、「商談会における情報収集(宇治茶需要動向調査)」は、宇治田原町第5次まちづくり総合計画において、「地域資源のPR」「地域ブランドの育成」が新たに位置づけられた事を受け、「地域資源のPR」「地域ブランドの育成」に係る支援の基礎資料としての活用も図る。

また一方で、業種別需要動向情報の作成については、経済新聞や業界紙等の時事的なトピックを取りまとめた2次情報のため、事業計画策定支援等の基礎資料としても活用度が低いとの指摘を受けた事により事業の廃止を図る。

⑥ 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【継続】

委員会における第1期目の評価において、特に首都圏で開催される大規模商談会への出展支援については、新たな需要の開拓による収益力向上等の定量的な成果が認められた事もあり、出展支援を行った小規模事業者からの評価も高く、委員会からも高い評価を受けた事により、継続的な実施を図る。本事業においては、宇治田原町第5次まちづくり総合計画において、「地域資源のPR」「地域ブランドの育成」が新たに位置づけられた事を受け、宇治田原町役場とより一層の連携を図り事業を実施する。

また、「海外への需要の開拓支援」や、「IT技術を活用した需要開拓及び情報発信能力の向上支援」についても継続的に実施する。

⑦ 地域経済活性化支援【改善継続及び一部廃止】

委員会における第1期目の評価において、特に「お茶の魅力発信事業」については、「全国茶香服大会の新たな開催」や「海外向けホームページ・visitujitawara.comの開設」等の取り組みが、委員会において高い評価を受けたので継続実施を行う。本事業においても、宇治田原町第5次まちづくり総合計画において、「地域資源のPR」「地域ブランドの育成」が新たに位置づけられた事を受け、宇治田原町役場とより一層の連携を図り事業を実施する。

一方で、観光産業の新たな創出を目的とした「食の魅力の発信事業」については、参加事業所の取り組みに温度差があり、成果にも差異が発生した事に対応するため、地域経済の活性化に資する取組としての全体的な取り組みは廃止し、意欲ある事業者に対して、基本指針で示されている「経営状況の分析支援・事業計画策定支援・経済動向及び需要動向調査・新たな需要の開拓に寄与する支援」の範疇における個社支援へ変更を図る。

⑧ 商工会の支援力向上【改善継続】

委員会における第1期目の評価において、特に単位商工会経営支援員と広域経営支援員間での定期的なミーティングについて、当初計画との乖離があった事について、委員会において指摘があった事を受けて一部改善を行う。具体的には、今後は、事務局長がリーダーシップを取り、現場の実態を踏まえた上で、ミーティングの開催回数を四半期に1回に改め、計画的に単位商工会の経営支援員と広域担当経営支援員との支援ノウハウ等の情報交換を行う様に改善を図る。

また、「商工会職員の自己啓発」や「既存の経営支援員研修」等のOFFJT及び「経営発達計画を推進していく上で実践力の向上を図る」等のOJTについては第1期の評価を踏まえ、一部改善を行い継続実施を行う。具体的には、広域連携拠点（山城区域商工会広域連携協議会）の経営支援員と単位商工会の経営支援員間におけるOJTは、異なる組織に属している関係上、計画通り進捗しなかったため、京都府商工会連合会のスーパーバイザー制度等を活用し、OJTの改善を図る。

⑨ 事業の評価【継続】

委員会における第1期目の評価において、特に外部識者からの的確な指摘を頂き、第一期経営発達支援計画3年間のPDCA化が確立出来た事について評価を受けた。第2期において「経営発達計画評価検討委員会」を継続実施し、経営発達計画に係る「計画・実行・修正」を検討・協議・評価を行い、成果及び評価の公表を行う。また、第1期において委員会から指摘を受けた商工会職員の人的資源の集中と選択については、第2期においても継続協議を行う。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

(1) 経営発達支援事業の実施期間

3年（平成31年4月1日～平成34年3月31日）

(2) 経営発達支援事業の内容

I. 経営発達支援事業の内容

1. 地域の経済動向調査に関すること【指針③】

(1) 第1期目における取り組みと評価等

・現状

商工会がより地域経済の動向を精緻に把握する事を目的とした1次情報の収集・整理・分析を行い地域経済動向調査報告書の作成を実施する事は、調査費用と調査時間が掛かり財務的にも人的資源的な観点からも調査対象を絞り込む事が必要。

・課題

地域経済動向地域調査に関して1次情報の収集・整理・分析は「地域小規模事業者景況調査」に限定し、各種経済動向調査については、第1期目の当初計画に基づき経営状況分析や事業計画策定支援に適した「行政が実施する各種経済動向調査」などの2次情報の活用を図る事が課題。

・委員会における評価

「経営発達支援計画検討委員会」（以下、「委員会」という。）における一期目の評価において、「管内の小規模事業者景況調査」については、小規模事業者支援施策への反映や、経営状況分析及び事業計画策定支援時にも有効に活用出来ているとの評価を受けたため、継続実施を行う。また、1次情報の収集において当初の計画に加え、宇治田原町商工会と京都府中小企業診断協会が連携し、業種別地域経済動向調査を実施したが、当調査は重要ではあるが、調査委託費用が高額なため、継続的な調査は厳しいとの評価を受けた事により、当初の計画に基づき行政機関が実施している各種経済動向調査の活用を継続し、有効な小規模事業者の事業計画策定支援等につなげていく。委員会における各事業の評価及び第2期の取り組み内容は以下のとおりとする。

・地域小規模事業者景況調査（1次情報の収集）【継続】

地域小規模事業者景況調査については、小規模事業者支援施策への反映や、経営状況分析及び事業計画策定支援時にも有効に活用出来ているとの評価を受けて継続実施を行うものとする。

・行政が実施する各種経済動向調査の収集（2次情報の収集）【継続】

第1期においては、「行政が実施する各種経済動向調査の2次情報の収集」に加え、より地域経済の動向を精緻に把握する事を目的に、宇治田原町商工会と京都府中小企業診断協会が連携し、業種別地域経済動向調査報告書の作成を実施。当該調査報告書は小規模事業者の事業計画策定支援等に有効に活用が図れたが、一方で調査委託費用が高額なため、継続的な調査は厳しいとの委員会の評価を受け、第2期は当初の計画に基づき行政機関が実施している各種経済動向調査の活用を継続し、有効な小規模事業者の事業計画策定支援等につなげていく。具体的には、京都府が月次で公表を行っている「京都府経済の動向」等を活用し、京都府内の景況D I、生産、物価、消費、観光、労働、企業倒産等の把握を行い事業計画の策定支援等に活用を行う。また、商工会公式ホームページにおいて公表も行うものとする。

(2) 事業内容

・地域小規模事業者景況等調査【継続】

経営状況分析や事業計画策定支援時における地域内小規模事業者の業種別課題を把握する事を目的として地域小規模事業者景況調査を実施する。調査に際しては、宇治田原町役場産業観光課と連携し、町内小規模事業者へ訪問し聴き取り調査を実施する。訪問調査が出来なかった小規模事業者については郵送調査を行う。調査項目は「時系列で通年調査を行う景況項目」と「単年度で調査を行う個別調査項目」を分けて実施する。

項目	内容
情報の収集・整理・分析を行う項目	①時系列で通年調査を行う景況項目 ・事業主年齢構成 ・現在の業績（売上高）と5年後の業績（売上高）予測 ・雇用状況 ・経営課題（外部環境に依存する課題、内部環境に依存する課題） ②単年度で調査を行う個別調査項目 ・事業承継 ・小規模事業者支援施策の活用と業績の相関性 ・その他時事的な経営課題について地域内小規模事業者の動向を確認する項目
調査手段・方法	①調査方法 商工会職員と宇治田原町役場職員が連携し、町内小規模事業者へ巡回訪問を行い聴き取り調査を行う。未訪問事業所については郵送調査を行い、訪問・郵送調査を併せて13業種約100社への調査を実施する。 ②分析・調査報告書の作成 調査集計は商工会職員が実施し、分析・調査報告書の作成は、外部有識者へ委託を行う。
活用方法	・分析結果は宇治田原町商工会公式ホームページにて公表し、地域小規模事業者へ外部環境データを提供する ・巡回・窓口支援時に地域経済データとして活用する ・経営状況分析及び事業計画策定時に、外部環境分析データとして活用する ・行政への小規模企業支援施策要望時の根拠資料として活用する
目標	・年に1回宇治田原町商工会公式ホームページにて調査報告書を公表する ・経営状況分析・事業計画策定時に、外部環境データとして活用する（随時）

【目標数値】

目標回数	30年度(見込)	31年度	32年度	33年度
公表回数	1回	1回	1回	1回

・行政が実施する各種経済動向調査の収集【継続】

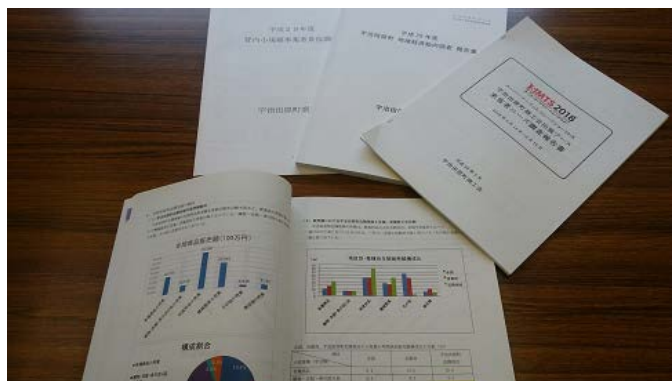
経営状況分析や事業計画策定支援時において、京都府内の経済動向を把握する事を目的として行政が実施する各種経済動向調査の収集・整理・分析を実施する。

前述のとおり、委員会において地域経済動向調査を宇治田原町商工会単独で調査を実施する事は調査費用が高額な事から継続的な調査は難しいとの評価を受けた事により、今後は第1期の当初計画に従い行政等が実施している経済動向調査の活用を図る。具体的には、京都府が月次で調査・発行を行っている「京都府経済の動向」等を活用し管内小規模事業者へ定期的な情報提供を行う。提供回数においても商工会独自調査の際は年間4回であったが、京都府経済の動向の活用により年間12回の提供が可能となる。また、個社支援における経営状況分析や事業計画策定等の支援における外部環境分析の資料としても活用を行う。

項目	内容
情報の収集・整理・分析を行う項目	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府内の分野別概況(生産、物価、消費、観光、労働、企業倒産等) ・京都府内のD I 値(近畿財務局京都財務事務所、日銀京都支店、京都銀行等)
調査手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府政策企画部企画統計課が月次発表を行う「京都府経済の動向」の活用を行う。必要に応じて基データの調査も実施する。
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・分析結果は情報発信担当者が、定期的に公式ホームページにおいて公表し、地域小規模事業者へ外部環境データを提供する ・巡回・窓口支援時に地域経済データとして活用する ・経営状況分析・事業計画策定時に、外部環境データとして活用する
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回(年間12回)宇治田原町商工会公式ホームページにて公表する ・経営状況分析・事業計画策定時に、外部環境データとして活用する(随時)

【目標数値】

目標回数	30年度(見込)	31年度	32年度	33年度
公表回数	4回	12回	12回	12回



「地域経済動向調査報告書」、「宇治茶に関する需要動向調査報告書等」

2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

(1) 第1期目における取り組みと評価等

・現状

経営状況分析支援については、経営支援員の分析スキルに差異があり、経営状況分析の実施状況に差異がある。

・課題

支援経験の短い経営支援員についても簡易的な経営支援が出来る仕組みの構築を図ると同時に、高度専門的な経営分析については、支援経験の長い経営支援員や外部専門家との連携を行うものとする。

・委員会における評価

委員会における第1期目の評価において、特に税務申告相談者への簡易経営状況分析の実施については、多数の小規模事業者の経営状況分析が実施出来た事に対して、高い評価を受けた事を受けて、継続的に行う。また、金融相談時、補助金申請相談時、においても小規模事業者が抱える経営課題の抽出や、小規模事業者が保有する経営資源の分析を行い、小規模事業者の強みや弱みを把握、効果的な事業計画策定につなげるための経営状況の分析についても継続的に行う。さらに、経営支援員間の経営分析スキルの差異への対応については、支援経験の長い経営支援員との同行支援や外部専門家との連携を行う。

委員会における各事業の評価及び第2期の取り組み内容は以下のとおりとする。

・税務申告相談者への簡易経営状況分析【継続】

税務申告相談者への「簡易経営状況分析」の実施については、43社（平成29年度）への小規模事業者の経営状況分析に基づき、補助金申請や経営革新計画策定支援などで、事業者の課題解決につなげる事が出来た件数についても目標を達成できた事について有効であるとの評価を受け、第2期においても継続的に事業を行うものとする。

・補助金申請相談者への経営状況分析【継続】

小規模事業者持続化補助金等の補助金申請相談者への経営状況の分析については、主に事業者の知的資産（人的資産・関係資産・構造資産）など「定性面での経営状況分析」が出来た事について評価を得た。また、宇治田原町役場独自の補助金制度を設けて頂いた事により55社（平成29年度）への補助事業計画策定時における経営状況分析について量的な支援が実施出来た事に対して、評価を受け、第2期においても継続的に事業を行うものとする。

・金融相談者への経営状況分析【継続】

金融相談者への経営状況の分析については、主に財務面での分析から資金調達、

資金繰り計画など「定量面での経営状況分析」が出来た事について評価を受け、第2期においても継続的に事業を行うものとする。

(2) 事業内容

地域小規模事業者の定量面（財務）及び定性面（非財務）の両面において経営状況の分析を行い、地域内小規模事業者の経営状況の分析を行う。具体的には、1期目に引き続き、補助金申請相談時、税務申告相談時・金融指導時に経営状況の分析を行い、効果的な事業計画策定に繋げる個社支援を実施する。

・税務申告相談者への簡易経営状況分析【継続】

税務申告相談者への「簡易経営状況分析」の実施については、税務申告相談者へ過去2年分の売上高・利益をグラフ化したものを提供し、時系列で収益状況を見える化した簡易的な経営状況分析情報の提供を行う。

・補助金申請相談者への経営状況分析【継続】

小規模事業者持続化補助金等の補助金申請相談者への経営状況の分析については、主に、自社を取り巻く外部環境や自社の保有する強みの分析等など「定性面での経営状況分析」を行う。

・金融相談者への経営状況分析【継続】

金融相談者への経営状況の分析については、主に「定量面での経営状況分析」を行う。

項目	内容
分析項目	①【財務分析】税務申告相談者への簡易経営状況分析 ・簡易財務分析：確定申告決算書の売上・利益の時系列数値の確認 ②【非財務分析】補助金申請相談者への経営状況分析 ・SWOT分析：強み、弱み、機会、脅威の分析 ・3C分析：自社、競合、市場の分析 ・セグメント分析：経営理念←マネジメント←技術・ノウハウ←商品サービス←業績の流れ等の分析を行い経営課題の整理、見える化を行う。 ・その他フレームワーク：外部環境分析：PEST、マーケティング：4P ③【財務分析】金融相談者への経営状況分析 ・財務分析：収益性、安全性、資金繰りの分析
分析手法	① 税務申告相談者への簡易経営状況分析 簡易財務分析：エクセル定型シートによる分析を経営支援員等が行う。 ② 補助金申請相談者への経営状況分析 SWOT分析、3C分析、マーケティング4P等のフレームワークによる分析を経営支援員等が行う。 ③ 金融相談者への経営状況分析 簡易的な財務分析や資金繰り表等による簡易キャッシュフロー分析を経営支援員が行う。
分析手段	・巡回及び窓口相談支援、を通じて経営状況の把握を行う。 ・特に補助金申請相談、税務相談、金融相談時において、小規模事業者へ簡

	易分析等による経営状況の把握を行い、量的な相談件数増加につなげる。 ・より専門性の高い課題解決には、京都府商工会連合会等他の支援機関と連携、専門家派遣制度等を活用し支援の質的向上に向けた取組を行う。
分析結果活用方法	・分析により経営課題を抽出、当該小規模事業者へ分析結果のフィードバックを行う。また、経営状況分析結果は当該小規模事業者の事業計画策定支援時にも活用を図る。

【目標数値】

支援内容	30年度(見込)	31年度	32年度	33年度
巡回訪問件数	900件	900件	900件	900件
窓口相談件数	800件	800件	800件	800件
内、経営分析打診件数	90件	90件	90件	90件
内、経営分析件数	45件	45件	45件	45件

※巡回件数は人事異動により経験年数の短い経営支援員の割合が増加したため当面は900件を目指す。

3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】

(1) 第1期目における取り組みと評価等

・現状

事業計画策定支援においては、補助金申請に係る事業計画策定が多くを占めているのが現状である

・課題

補助事業を通じて経営支援員と共に進めていく過程において、事業計画策定が自社の経営を行う上で必要なものである事に“気づき”を得る事業者もあり、補助事業終了後に経営革新計画等の事業計画策定に取り組む事業者が増加しつつある。この様な傾向を踏まえ今後、経営支援員は、補助金申請に係る補助事業計画の策定支援に留まらず、補助金申請者に対して、自社の経営目的に沿った事業計画策定の重要性を説明し、経営力向上計画、経営革新計画、知恵の経営報告書(知的資産経営報告書)等の法認定計画をはじめ、事業計画策定支援に係る商工会支援施策の情報提供を行い、事業計画策定に取り組む事業者数の増加に取り組む。

・委員会による評価

委員会における第1期目の評価において、事業計画策定支援に関する全体評価については、特に事業計画策定支援者に対して支援後、特に売上高の増加など定量的な成果の見える化を図ることについて指摘を受けた事により、計画策定後の実施支援も含め、一部改善を行う。また、事業計画策定支援に関する各事業評価については、「経営の革新を計画している小規模事業者への事業計画策定支援」においては、生産性向上を目的とした「経営力向上計画策定」に係る相談支援件数が増加傾向にあるので、第2期においては新規事業として取り組みを行う。また、「生産農家と連携した新たな取り組みを計画している小規模事業者への事業計画策定支援」については、第1期において支援件数が1社に留まり、小規模事業者からの支援ニーズも見込まれないため、支援事業(目標)としては廃止し、小規

模事業者からの相談には引き続き対応するものとする。
委員会における各事業の評価及び第2期の取り組み内容は以下のとおりとする。

・**販路拡大や新たな取組(経営革新)を計画している小規模事業者への事業計画策定支援【継続及び新規】**

経営の革新を計画している小規模事業者への事業計画策定支援の実施については、第1期においては4社への支援が実施出来、経営革新計画京都府知事承認を受けた事に対して、評価を受け、第2期においても継続的に支援事業を行うものとする。

・**自社の強みを明確化したい小規模事業者への事業計画策定支援【継続】**

自社の強みを明確化したい小規模事業者への事業計画策定支援の実施については、0社(平成29年度)の支援実績であったが、過去に4件の法認定を受けており、小規模事業者からの一定の支援ニーズも見込まれるため、引き続き第2期においても継続的に支援事業を行うものとする。

・**労働生産性向上を計画している小規模事業者への事業計画策定支援【新規】**

第2期における新規事業として、生産性向上を目的とした経営力向上計画策定支援に係る相談が増加傾向にある事を受けて、新たに支援事業として実施する。

・**生産農家と連携した新たな取り組みを計画している小規模事業者への事業計画策定支援【廃止】**

生産農家と連携した新たな取り組みを計画している小規模事業者への事業計画策定支援については、第1期における支援実績が1社であった事を受けて、小規模事業者からの支援ニーズも見込まれないため、第2期においては支援目標からは取り除く事とし、小規模事業者からの相談には引き続き対応を行うものとする。

・**事業承継等を予定している事業者への事業計画策定支援【改善継続】**

事業承継等を予定している事業者への事業計画策定支援については、第1期における支援実績が0社であったが、地域内小規模事業主の高齢化が進展しており、事業内容の一部改善を行い、第2期においても継続的に支援事業を行う。具体的には、平成29年度地域小規模事業者景況等調査において当該支援ニーズの調査を実施すると同時に支援ニーズの更なる掘り起しを行うなどの改善を行うものとする。

・**経営の発達を目的とした補助金の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援【継続】**

経営の発達を目的とした補助金の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援における支援実績は55社(平成29年度)と、小規模事業者からの支援ニーズが最も高い事が評価を受け、第2期においても継続的に支援事業を行うものとする。

・**経営の発達を目的とした融資制度の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援【継続】**

経営の発達を目的とした融資制度の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援における支援実績は毎年度一定数あり、第2期においても継続的に支援

事業を行うものとする。

・その他、持続的発展が期待される地域小規模事業者への事業計画策定支援【継続】

その他、持続的発展が期待される地域小規模事業者への事業計画策定支援については、事業計画策定セミナー等に参加した小規模事業者に対して、事業計画策定支援を実施した事に評価を受け、第2期においても継続的に支援事業を行うものとする。

(2) 事業内容

小規模事業者の持続的発展を目的とする需要を見据えた事業計画の策定支援を実施する。実施に際しては、「地域の経済動向調査資料」や「需要動向調査資料」等の外部環境分析資料の活用を図りながら行う「経営状況の分析」を踏まえ、事業計画の策定支援を行う。事業計画策定支援の掘り起しの対象者としては、「販路拡大や新たな取組(経営革新)を計画している小規模事業者」、「自社の強みを明確化したい小規模事業者」、「労働生産性の向上を計画している小規模事業者」、「事業承継、事業譲渡、第二創業を予定している小規模事業者」、「経営の発達を目的とした補助金の活用に取り組む小規模事業者」、「経営の発達を目的とした融資制度の活用に取り組む小規模事業者」、「その他、持続的発展が期待される小規模事業者」など、事業計画を策定する事で経営の持続的発展が期待される小規模事業者に対して事業計画策定の重要性を説明し、策定支援を行う。また、創業予定者は平成19年以降、毎年実施している山城区域商工会広域連携協議会(八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町の4商工会の広域経営支援員で運営(以下、山城広域商工会))と連携した「創業塾」を、今後も年1回開催し、地域の創業予定者の掘り起し及び創業計画の策定支援を行う。

項目	内容
事業計画策定支援の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の小規模事業者自らが事業計画を策定する技術を習得し、経営環境の変化への対応力を高めることが、小規模事業者自らの経営の持続的発展に繋がるものとする。商工会は、前述の経営状況の分析を実施したすべての小規模事業者及び巡回訪問やセミナー等で掘り起した新たな取組等を行う意欲ある小規模事業者に対して事業計画策定の重要性を説明し、経営の持続的発展が期待できる後述の7つのケースの小規模事業者に対して、策定支援を実施する。また高度専門的な事業計画の策定については専門家派遣等の施策を活用し策定支援を実施する。 創業予定者については、創業後早期に経営を安定化させ事業存続率を高める事を目的とした事業(創業)計画策定支援を実施する。
事業計画策定支援の対象	<p>【小規模事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①販路拡大や新たな取組(経営革新)を計画している小規模事業者 ②自社の強みを明確化したい小規模事業者 ③労働生産性の向上を計画している小規模事業者 ④事業承継、事業譲渡、第二創業を予定している小規模事業者 ⑤経営の発達を目的とした補助金の活用に取り組む小規模事業者 ⑥経営の発達を目的とした融資制度の活用に取り組む小規模事業者 ⑦その他、持続的発展が期待される小規模事業者 <p>【創業予定者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般創業予定者：1～3年以内に創業を予定している方 ・創業者：創業後1～3年を経た地域小規模事業者

<p>事業計画策定の具体的支援手法及びその手段</p>	<p>・社会起業家：社会起業の計画を持つ地域住民等</p>
	<p>【経営の持続的発展が期待される小規模事業者への事業計画策定支援】</p> <p>・「事業計画の策定を希望する小規模事業者の掘り起し」 宇治田原町商工会は2名の経営支援員と広域経営支援員1名によりの管内事業所への巡回訪問と、窓口相談を行っており、様々な相談対応や支援施策の提案を実施している。しかし一方で、前述の「経営状況の分析」や「事業計画の策定」に関しては補助金申請や融資に必要な事業計画など限定的な事業計画策定支援が多くを占めているのが現状である。今後は、前述の経営状況の分析を実施した小規模事業者及び事業計画策定支援の対象者に対応した以下の7つの事業計画策定ケースを想定し、事業計画を策定する事で経営の持続的発展が期待される小規模事業者に対して、策定支援を実施する。また、山城広域商工会と連携し「事業計画策定」をテーマとしたセミナーも開催し、事業計画策定を希望する小規模事業者の掘り起しを行う。</p> <p>①「販路拡大や新たな取組(経営革新)を計画している小規模事業者への事業計画策定支援」 新たな取り組みで付加価値額や収益力の向上を目指す計画を保有し、京都府知事等の承認(経営革新計画)を受け事業計画の推進を目指す小規模事業者へ計画策定の支援を行う。なお、計画策定支援については、山城広域商工会所属の広域経営支援員及び京都府商工会連合会等と連携し、事業所や事業内容に最適な専門家を選択し、経営支援員と“二人三脚”で「事業計画策定支援」を実施する。</p> <p>②「自社の強みを明確化したい小規模事業者への事業計画策定支援」 自社の見えない強み(知的資産)を活かした事業計画を保有し、京都府知事の認証(「知恵の経営」実践モデル企業認証制度)を受け事業計画の推進を目指す小規模事業者へ計画策定の支援を行う。なお、計画策定支援については、前述の①に同じく、山城広域商工会所属の広域経営支援員及び京都府商工会連合会等と連携し、事業所や事業内容に最適な専門家を選択し、経営支援員と“二人三脚”で「事業計画策定支援」を実施する。</p> <p>③「労働生産性向上を計画している小規模事業者への事業計画策定支援」 宇治田原町は工業団地を有しており年間製造品出荷額は500億円を超え町内事業所の24.4%が製造業であり、大手製造業から小規模製造業まで、多くの製造業者が立地している。中小企業等経営強化法の施行以降、労働生産性向上を図る事を目的とした「経営力向上計画」の策定に係る相談対応が増加傾向にある事を受けて、第二期経営発達支援計画では、新たに当該小規模事業者への事業計画策定支援を実施する。</p> <p>④「事業承継等を予定している事業者への事業計画策定支援」 宇治田原町管内の小規模事業者は、事業主の高齢化により事業承継の時期を迎えている60才以上の事業者の割合が60%を超えている(引用：平成29年度小規模事業者景況調査)。今後は小規模事業者のニーズに沿った事業承継、事業譲渡、第二創業等を支援するため、巡回訪問や窓口相談を通じて、おもに高齢の事業主や後継者を対象として、事業承継計画等策定の重要性や該当する支援施策の説明を行い、事業承継等の計画策定支援を実施する。</p> <p>⑤「経営の発達を目的とした補助金の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援」 宇治田原町商工会では、様々な小規模事業者向け補助金の申請支援を行い、事業者からはニーズの高い支援施策となっている。今後は、小規模事</p>

業者持続化補助金など、事業計画策定を前提とした補助金施策を小規模事業者へ提案し、事業計画策定を促すツールとして活用を図る。また、補助金相談者の中から、特に経営の発達に意欲的な小規模事業者に対しては、補助事業計画作成支援に留まらず、簡易的な事業計画策定から経営革新計画等の高度・専門的な「事業計画の策定」を提案、策定支援を実施する。

⑥「経営の発達を目的とした融資制度の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援」

宇治田原町商工会では、日本政策金融公庫のマル経融資や新創業融資制度等、様々な小規模事業者・創業者向けの金融相談を行っており、相談時に申請書の作成支援と合わせて「経営改善計画」や「創業計画」等の事業計画の策定支援を実施している。今後は「小規模事業者経営発達支援融資」の相談対応も行い、従来の経営改善計画の策定に加え、経営の発達を目的とする事業計画策定支援を新たに実施する。

⑦「その他、持続的発展が期待される地域小規模事業者への事業計画策定支援」

宇治田原町商工会では、山城区域商工会広域連携協議会と連携し、巡回や窓口相談等の個別相談事業の他に、年間15テーマでの講習会や個別相談会を開催している（平成29年度）。これらの参加者に対して講習会等を活用し「事業計画策定」の重要性を説明し、まずは「簡易的な事業計画の策定」から経営革新計画等の「高度・専門的な事業計画の策定」を提案、策定支援を実施する。

【創業予定者等の掘り起しと創業計画策定支援】

・「創業塾の開催」及び「広域経営支援員と連携した創業計画策定支援」

山城広域商工会と連携し、年に1回「創業塾」を開催する。創業塾は、創業予定者（社会起業家等を含む）及び創業者（創業後1～3年以内の地域の小規模事業者）を対象として、主に土日を利用し約30時間の講義を行う。開催に際しては、山城広域商工会及び構成4商工会のホームページ及び行政広報、新聞折り込みチラシ等で広く創業予定者等の掘り起こしを行う。また、創業塾では創業者予定者等が必要な実務的な知識（会計、税務、金融、労務）をはじめ、マーケティングや経営戦略の基本的な知識を学んだ上、個別に「創業計画策定支援」を行う。また、窓口に直接相談に来られた創業予定者や創業者についても、山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、「創業計画策定支援」を行う。

・「金融機関との連携による創業予定者への創業計画策定支援」

地域金融機関と連携し、創業予定者に対して、京都府の制度融資等を活用し創業計画の策定支援を行う。京都府が行っている創業融資制度は、商工会等が実施する指定創業セミナーへの参加もしくは、商工会等の経営指導を受ける事が融資の条件であり、商工会が地域金融機関と連携し、創業計画策定支援を実施することにより、創業予定者へ地域情報の提供など、きめ細かな創業計画策定を行う事が可能となる。また、地域金融機関以外に日本政策金融公庫とも連携し、創業者への創業計画策定支援を実施する。

さらに、宇治田原町商工会では日本政策金融公庫、地域金融機関、京都府信用保証協会、宇治田原町役場と、定期的に金融懇談会等において創業支援施策等の情報共有を行う。

【目標数値】

支援内容	30年度(見込)	31年度	32年度	33年度
巡回訪問数	900件	900件	900件	900件
窓口相談数	800件	800件	800件	800件
内、経営分析件数	45件	45件	45件	45件
事業計画策定件数	40件	40件	40件	40件
【内訳】				
①経営革新計画策定件数	1件	1件	1件	1件
②知恵の経営報告書策定件数	1件	1件	1件	1件
③経営力向上計画策定件数	2件	2件	2件	2件
④事業承継等事業計画策定件数	1件	1件	1件	1件
⑤補助金を伴う事業計画策定件数	20件	20件	20件	20件
⑥融資を伴う事業計画策定件数	5件	5件	5件	5件
⑦その他、簡易的な事業計画策定件数	10件	10件	10件	10件
事業計画策定セミナーの開催回数	1回	1回	1回	1回
創業セミナーの開催回数	1回	1回	1回	1回
創業計画策定数	2名	2名	2名	2名

※巡回件数は人事異動により経験年数の短い経営支援員の割合が増加したため当面は900件を目指す。

※創業計画策定数に関しては経営分析を実施しない（経営実績が存在しないため）

4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】

(1) 第1期目における取り組みと評価等

・現状

事業計画策定支援者に対しての計画的なフォローアップを実施出来ていない。

・課題

前述のとおり、経営支援員が事業計画策定支援を実施した小規模事業者への巡回訪問に加え、メールや電話を活用した計画の進捗確認や相談支援の手法を取り入れ、事業計画策定支援を実施した全ての事業者への接触機会の創出及び接触回数の増加に取り組む一方で、経営支援員連携会議を四半期に1回実施し、経営支援員間の実施支援状況の確認を行う。

・委員会による評価

委員会における第1期目の評価において、特に事業計画策定支援者に対して、「より計画的なフォローアップを行う仕組み作り」について指摘を受けた事により、一部改善を行う。具体的には、経営支援員が事業計画策定支援を実施した小規模事業者への巡回訪問はもちろんの事、メールや電話を活用した計画の進捗確認や相談支援の手法を取り入れ、事業計画策定支援を実施した全ての事業者への新たな接触機会の創出及び接触回数の増加に取り組む一方で、経営支援員連携会議を四半期に1回実施し、実施支援状況の確認を行う。また、「支援後の成果の見える化」を図るこ

とについても評価委員会において、指摘を受けた事により、今後経営支援員が実施する事業計画策定支援後の実施支援については、必ず定量的な変化（売上、利益、コストの削減）の確認を行うものとする。委員会における各事業の評価及び第2期の取り組み内容は以下のとおりとする。

・ **販路拡大や新たな取組(経営革新)を計画している小規模事業者への事業計画策定支援後の実施支援【改善継続】**

経営の革新を計画している小規模事業者への事業計画策定後の実施支援については、過去に承認を受けた複数の企業へ継続的な支援が実施出来た事に対して、評価を受け、第2期においても継続的に支援事業を行うものとする。

さらに、委員会において「より計画的なフォローアップを行う仕組み作り」について指摘を受けた事により、一部改善を行う。具体的には、経営支援員が事業計画策定支援を実施した小規模事業者への巡回訪問はもちろんの事、メールや電話を活用した計画の進捗確認や相談支援の手法を取り入れ、事業計画策定支援を実施した全ての事業者への新たな接触機会の創出及び接触回数の増加に取り組む一方で、経営支援員連携会議を四半期に1回実施し、実施支援状況の確認を行う。

・ **自社の強みを明確化したい小規模事業者への事業計画策定後の実施支援【改善継続】**

自社の強みを明確化したい小規模事業者への事業計画策定後の実施支援については、過去に認定を受けた複数の企業へ継続的な支援が実施出来た事に対して、評価を受け、第2期においても継続的に支援事業を行うものとする。

また、委員会において「より計画的なフォローアップを行う仕組み作り」について指摘を受けた事により、一部改善を行う。具体的には、経営支援員が事業計画策定支援を実施した小規模事業者への巡回訪問はもちろんの事、メールや電話を活用した計画の進捗確認や相談支援の手法を取り入れ、事業計画策定支援を実施した全ての事業者への新たな接触機会の創出及び接触回数の増加に取り組む一方で、経営支援員連携会議を四半期に1回実施し、実施支援状況の確認を行う。

・ **「労働生産性向上を計画している小規模事業者への事業計画策定支援」【新規】**

生産性向上を目的とした経営力向上計画策定支援に係る相談が増加傾向にあるので、新たに計画策定後の実施支援についても行うものとする。

・ **生産農家と連携した新たな取り組みを計画している小規模事業者への事業計画策定後の実施支援【廃止】**

生産農家と連携した新たな取り組みを計画している小規模事業者への事業計画策定後の実施支援については、第1期における支援実績が1社であった事を受けて、小規模事業者からの支援ニーズも見込まれないため、第2期においては支援目標からは取り除く事とし、小規模事業者からの支援依頼には引き続き対応を行うものとする。

・ **事業承継等を予定している事業者への事業計画策定後の実施支援【改善継続】**

事業承継等を予定している事業者への事業計画策定後の実施支援については、第1期における支援実績が0社であったが、委員会においては、地域内小規模事業主の高齢化が進展しており、事業内容の一部改善を行い、第2期においても継続的に

支援事業を行う事となった。具体的には、平成 29 年度地域小規模事業者景況等調査において当該支援ニーズの調査を実施すると同時に支援ニーズの更なる掘り起しを行うなどの改善を行うものとする。

・**経営の発達を目的とした補助金の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援後の実施支援【改善継続】**

経営の発達を目的とした補助金の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援後の実施支援については、小規模事業者からの支援ニーズが最も高い事が評価を受け、第 2 期においても継続的に支援事業を行うものとする。

また、委員会において「支援後の成果の見える化」を図ることについて指摘を受けた事により、今後経営支援員が実施する事業計画策定支援後の実施支援については、必ず定量的な変化（売上、利益、コストの削減）の確認を行うものとする。

・**経営の発達を目的とした融資制度の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定後の実施支援【改善継続】**

経営の発達を目的とした融資制度の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定後の実施支援については、小規模事業者からの一定の支援ニーズがある事から、第 2 期においても継続的に支援事業を行うものとする。

また、委員会において「より計画的なフォローアップを行う仕組み作り」について指摘を受けた事により、一部改善を行う。具体的には、経営支援員が事業計画策定支援を実施した小規模事業者への巡回訪問はもちろんの事、メールや電話を活用した計画の進捗確認や相談支援の手法を取り入れ、事業計画策定支援を実施した全ての事業者への新たな接触機会の創出及び接触回数の増加に取り組む一方で、経営支援員連携会議を四半期に 1 回実施し、実施支援状況の確認を行う。

・**その他、持続的発展が期待される地域小規模事業者への事業計画策定支援後の実施支援【改善継続】**

その他、持続的発展が期待される地域小規模事業者への事業計画策定支援後の実施支援については、講習会や個別相談会を通して事業計画策定に取り組んだ小規模事業者への実施支援について評価を受け、第 2 期においても継続的に支援事業を行うものとする。

また、委員会において「より計画的なフォローアップを行う仕組み作り」について指摘を受けた事により、一部改善を行う。具体的には、経営支援員が事業計画策定支援を実施した小規模事業者への巡回訪問はもちろんの事、メールや電話を活用した計画の進捗確認や相談支援の手法を取り入れ、事業計画策定支援を実施した全ての事業者への新たな接触機会の創出及び接触回数の増加に取り組む一方で、経営支援員連携会議を四半期に 1 回実施し、実施支援状況の確認を行う。

・**創業計画策定支援後の実施支援【継続】**

創業計画策定支援後の実施支援については、既存事業者と異なり、地域的に支援件数は少ないものの、金融・税務・労務・販売促進・情報化支援等の幅広い実施支援を行っている事が評価を受け、第 2 期においても継続的に支援事業を行うものとする。

・経営資源の確保・資金調達支援【継続】

経営資源の確保・資金調達支援等の実施支援については、支援実績も多く、小規模事業者からの支援ニーズも高い事を受けて、第2期においても継続的に支援事業を行うものとする。

(2) 事業内容

事業計画を策定した全ての小規模事業者及び創業者が計画を推進・実現するため、経営支援員は、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）を通じて、定期的に計画のフォローアップを行う。経営支援員が事業計画を策定した小規模事業者及び創業者へ、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）を通じて、定期的に事業計画の進捗確認及び、必要に応じて実施支援を行う。また、事業計画実施時点において発生した高度・専門的な課題の解決については、京都府商工会連合会やミラサポ等の支援機関と連携し、専門家派遣制度を活用し支援にあたる。

項目	内容
<p>事業計画策定後の実施支援についての内容及び支援頻度</p>	<p>①「経営の革新を計画している小規模事業者への事業計画策定後の実施支援」 商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）において原則3ヶ月に1回定期的に事業計画の進捗状況確認を行うが、事業計画の進捗状況を考慮し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）の回数の増減を行う。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からのニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者に関しては、引き続き進捗確認を行うと共に実施支援を継続する。また、経営革新計画の策定に取り組む小規模事業者は経営の持続的発展に意欲的な事業所が多いので、他の支援機関や金融機関と連携し、経営の発達に必要な新たな専門人材の確保支援や、新たな投資に必要な資金調達（補助金、融資制度）支援、新たな販路の開拓に必要な販路開拓支援施策等の提案を巡回訪問及び窓口相談を通じて行う。また計画実施時点において発生した課題については、高度専門的な課題については、京都府商工会連合会やミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたる。</p> <p>②「自社の強みを明確化したい小規模事業者への事業計画策定後の実施支援」 商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）において原則3ヶ月に1回定期的に事業計画の進捗状況確認を行うが、事業計画の進捗状況を考慮し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）の回数の増減を行う。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からのニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者に関しては、引き続き進捗確認を行うと共に実施支援を継続する。知恵の経営報告書（知的資産経営報告書）の策定に取り組む小規模事業者は、</p>

報告書(事業計画書)の策定目的として、社内マネジメント力の強化、顧客との関係性強化、金融機関への信頼性向上など様々な目的を以て策定を行っている。商工会は小規模事業者の策定目的に沿った実施支援を巡回訪問及び窓口相談を通じて行い、計画実施時点において発生した課題について、高度専門的な課題については、京都府商工会連合会やミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたる。

③「労働生産性向上を計画している小規模事業者への事業計画策定支援」

商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）において原則3ヶ月に1回定期的に事業計画の進捗状況確認を行うが、事業計画の進捗状況を考慮し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）の回数の増減を行う。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からのニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者については、引き続き進捗確認を行うと共に実施支援を継続する。経営力向上計画策定に取り組む小規模事業者は、特に設備投資に係る資金調達ニーズが高いので、特にこれらの課題解決について重点的に実施支援を行う。また高度専門的な課題については、京都府商工会連合会やミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたる。

④「事業承継等を予定している事業者への事業計画策定後の実施支援」

商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）において原則3ヶ月に1回定期的に事業計画の進捗状況確認を行うが、事業計画の進捗状況を考慮し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）の回数の増減を行う。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からのニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者については、引き続き進捗確認を行うと共に実施支援を継続する。事業承継計画等に取り組む小規模事業者は、税務対策以外に顧客管理業務や経営管理業務など、経営全体の承継が必要となるため、複数の専門家から助言を得ながら実施支援を行う。また、計画実施時点において発生した高度専門的な課題の解決については、京都中小企業事業継続支援センター、京都府後継者バンク等と連携して実施支援を行う。

⑤「経営の発達を目的とした補助金の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援後の実施支援」

商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）において補助事業計画策定後、年間2回の対応頻度にておもに事業計画の進捗状況及び実績の確認を行うが、事業計画の進捗状況を考慮し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）の回数の増減を行う。一般的に補助事業は単年度事業であるが、単年度で実施事業が終了しない案件については、次年度も引き続き実施支援を行い、補助事業計画の検証および実績確認を行う。なお、計画実施時点において発生した高度専門的な課題の解決については、京都府商工会連合会や

ミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたる。

⑥「経営の発達を目的とした融資制度の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定後の実施支援」

日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金」及び「新創業融資」、「小規模事業者経営発達支援融資等」の斡旋・相談時に策定した事業計画の進捗状況確認を原則3ヶ月に1回（創業者は2月に1回）定期的に行うが、事業計画の進捗状況を考慮し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）の回数の増減を行う。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からのニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者については、引き続き進捗確認を行うと共に実施支援を継続する。なお、計画実施時点において発生した高度専門的な課題の解決については、京都府商工会連合会やミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたる。

⑦「その他、持続的発展が期待される地域小規模事業者への事業計画策定支援後の実施支援」

宇治田原町商工会では、山城区域商工会広域連携協議会と連携し、巡回や窓口相談等の個別相談事業の他に、講習会や個別相談会を開催しており、セミナー参加者に対しても、事業計画の策定支援を実施している。事業計画を策定した参加事業者に対して、商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）において原則3ヶ月に1回定期的に事業計画の進捗状況確認を行うが、事業計画の進捗状況を考慮し、巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）の回数の増減を行う。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からのニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者については、引き続き進捗確認を行うと共に実施支援を継続する。

・「創業計画策定支援後の実施支援」

創業者への巡回訪問及び窓口相談（電話・メール窓口相談を含む）は特に頻度を高め、商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、2ヶ月に1回「創業計画の進捗確認」を行い、更なる支援が必要な場合は支援頻度を増やし対応を行う。事業計画3年目以降については対象創業者と協議を行い、進捗状況確認頻度を決定する。特に創業者は、経営の早期安定化を図るため、販売促進支援や資金繰り相談対応などの実施支援を重点的に行う。また、商工会・他の支援機関・行政が実施する「創業支援施策の提案」を行うと共に、計画実施時点で発生した高度専門的な課題については京都府商工会連合会やミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたり、創業間もない事業所の安定的な成長及び持続的発展を目的とした実施支援を行う。

・「経営資源の確保・資金調達支援」

資金調達に係る実施支援については、小規模事業者持続化補助金等、補助金活用の提案や、日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」及び「新創業融資」、「小規模事業者経営発達支援融資」等の相談・斡旋支援を行い、創業者等及び小規模事業者の

資金調達支援を実施する。各種補助金については、募集期間に先立ち商工会ホームページ等で案内を実施、管内小規模事業者へ広く広報を行う。また、融資制度については年2回日本政策金融公庫と連携し「1日公庫窓口相談会」を宇治田原町商工会において開催し、地域小規模事業者への資金調達の利便性向上を図る。

【目標数値】

支援内容	30年度 (見込)	31年度	32年度	33年度
事業計画策定後の実施支援社数(社/延べ件数)	40社/	40社/	40社/	40社/
【内訳】				
①経営革新計画実施支援数(社/延べ件数)	1社/4回	1社/4回	1社/4回	1社/4回
②知恵の経営報告書実施支援数(社/延べ件数)	1社/4回	1社/4回	1社/4回	1社/4回
③経営力向上計画策定支援数(社/延べ件数)	2社/8回	2社/8回	2社/8回	2社/8回
④事業承継等事業計画実施支援数(社/延べ件数)	1社/4回	1社/4回	1社/4回	1社/4回
⑤補助金を伴う事業計画実施支援数(社/延べ件数)	20社/40回	20社/40回	20社/40回	20社/40回
⑥融資を伴う事業計画実施支援数(社/延べ件数)	5社/20回	5社/20回	5社/20回	5社/20回
⑦その他、簡易的な事業計画実施支援数(社/延べ件数)	10社/40回	10社/40回	10社/40回	10社/40回
創業計画策定後の実施支援者数(名/延べ件数)	2名/12回	2名/12回	2名/12回	2名/12回
資金調達実施支援社数(補助金・融資)	25社	25社	25社	25社
経営支援員連携会議の開催	4回	4回	4回	4回

※原則、事業計画を策定した事業者の全てを支援の対象とする。

5. 需要動向調査に関すること【指針③】

(1) 第1期目における取り組みと評価等

・現状

宇治茶に関する需要動向調査は、茶事業者が必要な調査項目を盛り込み、首都圏の商談会において、詳細な調査報告書を作成したため、茶業者からも高い評価を受けた、一方で調査費用として約30万円程度の予算が必要である。

・課題

伴走型小規模事業者支援事業補助金以外に、宇治田原町及び京都府への調査予算の要望を行い、継続的な実施を図る。

・委員会における評価

委員会における第1期目の評価において、各事業の評価及び第2期の取り組み内容は以下のとおりとする。

・商談会における情報の収集・整理・分析・活用【継続】

「商談会における情報収集」は、第1期の3年間については、首都圏で開催された3つの商談会(フテックスジャパン、スーパーマーケットトレードショー、日本の食品輸出EXPO)において商談ブースに来場されたバイヤー等に対して、宇治田原町の地場産業である宇治茶に関する需要動向調査(バイヤーニーズ調査)を実施した。当該調査は報

告書に取りまとめを行い、茶業者の事業計画策定等に有益な資料として活用が出来た事を受けて、委員会からは高い評価を受けた。第2期においても継続的に調査及び報告書としての取りまとめを行い茶業者へのフィードバックを行う。

・業種別需要動向情報の収集・整理・分析・活用【廃止】

「業種別需要動向情報の収集・整理・分析」については、新聞や調査レポートなど既知の2次情報を中心に外部の専門家が取りまとめを実施した事により、前述の「商談会における情報の収集・整理・分析」の様な、現場で収集した1次情報とは異なり、事業者が必要な需要動向情報としての価値は低かった。委員会からは新聞や調査レポートなど既知の2次情報の取りまとめではなく、商工会は情報を活用する地域の小規模事業者が必要な需要動向について情報の収集・整理・分析・活用を行う様に改善提案を受けた。第2期においては、委員会の改善提案を受けて既知の2次情報による業種別需要動向情報の収集・整理・分析は廃止し、地域の小規模事業者が必要な需要動向について主に1次情報の収集・整理・分析・活用に注力を図る。

(2) 事業内容

小規模事業者が保有する需要動向の情報は、既存顧客の限定的な情報に留まる場合が多い。このような課題を解決するため、商工会は小規模事業者の強みを活かした商品開発や販路開拓に活かせるような需要動向に関する情報の収集・整理・分析・活用を行う。これまで商工会では、需要動向調査に関しては、調査対象を商談会来場者のニーズ調査に絞り込んだ「商談会における情報の収集事業」及び、調査対象を新聞や既存の調査レポート等既知の2次情報を基に「業種別需要動向情報調査事業」の実施を行って来た。「商談会における情報の収集事業」は調査対象を、商談会への来場バイヤーへのニーズ調査に絞り込んだため、対象となる小規模事業者からの評価も高く、個社支援への活用度も高かった。一方で「業種別需要動向情報調査」は調査対象を、新聞や既存の調査レポートなど既知の2次情報を基に調査報告書の作成を行ったため、小規模事業者からの評価も低く、個社支援への活用度も低かった。

第2期においては、地域の小規模事業者が必要な需要動向について、主に1次情報の収集・整理・分析・活用に注力を図る。具体的には、第1期に引き続き「商談会における情報の収集・整理・分析・活用事業」を継続する事とし、宇治田原町の地場産業である「宇治茶」に関する需要動向調査にテーマを絞り込み調査を実施するものとする。調査収集した情報は専門家が整理・分析を行い、新商品開発や販路開拓等を検討している意欲的な茶業関係の小規模事業者へ提供を行う。また、当該事業者の経営状況分析や事業計画策定支援等における基礎情報としても活用を行う。

項目	内容
事業内容	<p>【商談会における情報の収集・整理・分析・活用】</p> <p>宇治田原町商工会が出展を行う、主に首都圏で開催される大規模食品商談会において、商工会ブースに来場されたバイヤー等へ、宇治茶に関するニーズ調査を実施する。</p>

アンケート実施対象者数	【需要動向調査を行うアンケート実施対象者数】 ・食品商談会来場バイヤー等（1調査で50～100名へ調査）
調査対象事業者数	【需要動向調査を行う調査対象者（情報提供者）数】 ・調査対象者（情報提供者）：宇治田原町内の茶業者（約45事業所）
情報収集、整理、分析を行う項目	【商談会ブース来場バイヤーが重視するポイント】 ・仕入を計画している茶葉の種類 ・産地 ・栽培方法、記録方法、検査方法 ・生産管理・生産方法 ・品質 ・商品形状 ・パッケージ ・ブランド志向 ・商品イメージ ・商品コンセプト ・コスト ・供給能力 ・回答者属性（購入権限の確認） ※来場されるバイヤー層によるニーズを把握するため、情報収集、整理、分析を行う項目については1期目と同じ内容とする。
調査分析手段・手法	・調査票は地域の茶業者及び中小企業診断士等の専門家の意見を反映し作成 ・食品商談会出展時にブースに来場されたバイヤー等へ質問形式で調査を実施 ・外国人バイヤー等には英語版の調査票を活用し、通訳がヒアリングを実施 ・収集した調査票は中小企業診断士等の専門家が集計・分析・報告書作成を実施 ・同じ調査票を以て複数の商談会で調査を実施し、来場者バイヤー層により異なる需要動向の調査を実施
成果の活用方法	・茶業者の経営状況分析、事業計画策定、新商品開発等の資料として活用する ・調査結果は、対象管内茶業者へフィードバックを行う
調査対象商談会（予定）	① 第3回日本の食品輸出 EXPO ・概要：海外バイヤー及び国内商社を対象とした日本の食品輸出商談会 ・来場者数：約15,000人 ・出展社数：4社 ① CAFERES JAPAN 2019 ・概要：カフェ等の飲食店を対象とした飲料を中心とした商談会 ・来場者数：約33,000人 ・出展社数：4社 ② グルメ&ダイニングスタイルショー2019秋(京都府商工会連合会出展連携) ・概要：ギフトショーの併設商談会として食品ギフトを中心とした商談会 ・来場者数：約25,000人 ・出展社数：4社 ※上記商談会の中から調査する商談会を精査選考する

【目標数値】

項目	30年度（見込）	31年度	32年度	33年度
展示会におけるアンケート調査	1回	1回	1回	1回
調査回数及び調査件数	100件	100件	100件	100件
調査対象事業社数	45社	45社	45社	45社

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関する事【指針④】

(1) 1期目における取り組みと評価等

・現状

第1期において、初めての商談会出展者には特に、約4～6ヶ月を掛けて計画策定から、出展準備支援を個別に実施しているが、商談会出展支援事業所により商談成立率や売上増加率に大きな差異があるのが現状である。

・課題

前述のとおり計画策定から、出展準備支援を個別に実施しているが、商談会終了後の事後支援について不十分であったため、今後は特に初出展の事業者を対象に、商談会来場者に対してのアフターフォローについて、主にお礼状送付、サンプル送付、直接営業、新規取引先の信用調査等の支援等について新たに支援を実施する事で改善を図る。

・委員会における評価

委員会における第1期目の評価において、主に「商談会への出展支援」「海外展開支援」「IT ツールを活用した小規模事業者の情報発信支援」等に積極的に取り組んだこと、特に商談会の出展支援については、出展各社が新たな需要の開拓を行う事により収益力向上成果が確認出来た事に高い評価を受けた。
委員会における各事業の評価及び第2期の取り組み内容は以下のとおりとする。

・大都市圏で開催される商談会、特産品市等への出展支援【継続】

第1期においては、首都圏で開催される食品商談会にて、宇治田原町商工会ブースを設け複数の事業所への出展支援を実施。平成28年度はフードックスジャパンへ出展、平成29年度はスーパーマーケットトレードショーへの出展、平成30年度は日本の食品輸出 EXPO への出展支援を実施した。また、京都府商工会連合会など他の支援機関が主催する商談会や特産品市等への出展支援を実施した。第1期は延べ25社の事業所へ首都圏で開催される商談会等への出展支援を行い、出展者の中には年商ベースで約200～1,000万円程度の売上増加が実現した事業所もあり、委員会及び参加事業者からも特に高い評価を得た。

第2期においても、日本緑茶発祥の地である地域特性を活かした茶業者を中心に
出展支援事業を継続的に行うものとする。



「フードックスジャパン 2018 宇治田原町商工会ブース」



「経営支援が陳列支援を実施したブース」

・茶業小規模事業者への海外展開支援【継続】

第1期においては、京都府商工会連合会と連携し、海外展開支援事業（補助金）の活用や、商工会においては、京都府下商工会地域では初めての取組である「貿易証明書類」の発給等を行い、小規模事業者の海外展開支援を実施した事が委員会から評価を得た。

第2期においても、日本緑茶発祥の地である地域特性を活かした茶業者を中心に海外展開支援事業を継続的にを行うものとする。

・展示会・商談会出展予定者への事前準備事後フォロー支援【改善継続】

第1期においては、おもに展示会等へ初めて出展する小規模事業者を対象に、出品商品の選定、原価の設定、JANコード申請、会社案内作成等、事前準備の支援を個別に実施し効果的な出展支援を実施し、商談会初出展の事業者においても商談が複数成立した事について、委員会及び参加事業者からも高い評価を得た。

また一方で、商談会終了後の事後支援について不十分であったため、今後は特に初出展の事業者を対象に、商談会来場者に対してのアフターフォローについて、主にお礼状送付、サンプル送付、直接営業、新規取引先の信用調査等の支援等について新たに支援を実施する事で改善を図る。

・展示会・商談会・特産品市への出展に係る資金調達支援【継続】

第1期においては、「小規模事業者持続化補助金」や「宇治田原町地域ブランド育成等応援事業補助金」等を活用し、販路開拓を希望する小規模事業者の資金調達を行い、販路開拓へ取組を積極的に推進した。第1期は延べ42社への補助金を活用した販路開拓支援を実施し、販路開拓の成果が確認出来ている事から委員会から高い評価を得た。

第2期においても、茶業者及び製造業者を中心に継続実施を行うものとする。

・地域イベントを活用した販路開拓支援【改善継続】

第1期においては、既存の地域イベントである「商工祭」や「宇治田原ふるさとまつり」事業等を活用し、販路開拓支援を継続的に行った。特に宇治田原ふるさとまつり事業において、地域の小規模事業者が新製品のテスト販売を行う場として活用し、地元顧客への新たな販路の開拓を実施した事に対して、委員からの評価を受けた。

第2期においては、新商品の特徴を伝えるPOPの作成等の提案・販売手法やSNS等のIT技術を活用した情報発信手法等について改善を行い、継続実施を行うものとする。

・ITツールを活用した小規模事業者の情報発信支援【継続】

第1期においては、ITツールを活用し、既存の販売先・取引先以外への認知度向上を図る事を目的とした支援を実施。主に「IT活用セミナー等による集団支援」及び「京都府商工会連合会と連携した専門家派遣による個別支援」を実施した。具体的な個社への支援実績としては、「低コストでの新たなホームページの開設支

援」や、「既存ホームページへ買い物機能の付加」など機能強化を図る支援等を、京都府商工会連合会登録専門家と連携して実施し、第1期は13社への支援を実施。委員会からは個社の経営状況分析や事業計画に基づいたIT活用支援に対して高い評価を受けた。

第2期においても、独自性の高い製品・サービスを保有する小規模事業者へITツールを活用した小規模事業者の情報発信支援事業を継続的に行うものとする。



「IT活用セミナー」

(2) 事業内容

地域の小規模事業者は既存顧客に依存したビジネスモデルが多く、新たな需要（顧客）の開拓に関しては、限られた資金や人員の問題で十分に取り組めていない事業者が多い。上記の様な課題を解決するため、事業計画を策定するなどの取り組みを行う意欲ある小規模事業者に重点を置いた販路拡大を支援するため「展示会・商談会への出展支援」及び、「マスメディアやホームページ、ソーシャルメディアを活用した情報発信等のプロモーション支援」を行う。

項目	内容
需要開拓支援の考え方	<p>【商談会への出展支援に係る考え方】 商工会単独にて展示会や商談会を開催する事は困難なため、主に首都圏で開催される既存の商談会への出展支援を実施する。出展支援に際しては、経営支援員が、事前準備から商談会運営支援及び商談会終了後の事後支援を行い、商談会への出展経験がない小規模事業者にも参加を頂き、成果に繋がる様に継続的な支援を実施する。</p> <p>【IT技術の活用に係る考え方】 地域の小規模事業者がIT技術の活用を図るため、事業者のITリテラシーに合わせた形で初心者向け講習会や個別専門家派遣等を活用して、ホームページ作成支援やソーシャルメディア活用等のプロモーション支援を行う。</p>
需要開拓支援の支援対象	<p>【商談会への出展支援の対象者】 独自性のある商品・サービスを持つ食品製造業、特に地場産業である茶業者への支援を重点的に実施する。</p> <p>【IT技術の活用支援の対象者】 独自性のある商品・サービスを持ち、IT技術を活用し、自社の製品・サービスの情報発信を希望する小規模事業者。</p>
需要開拓の事業内容	<p>・大都市圏で開催される商談会、特産品市等への出展支援 大都市圏で開催される商談会や特産品市等への既存商談会への出展支援を実施する。既存商談会の選択基準としては、出展者が需要開拓を希望する業種のバイヤー等が多く来場する商談会を見極め、日本緑茶発祥の地である歴史的資産等、地域の強みを活かした商談会</p>

出展を実施する。

【第2期出展予定商談会】※以下の商談会等から選択出展を予定

①第3回日本の食品輸出 EXPO

- ・概要：海外バイヤー及び国内商社を対象とした日本の食品輸出商談会
- ・来場者数：約 15,000 人
- ・出展社数：4 社

②CAFERES JAPAN 2019

- ・概要：カフェ等の飲食店を対象とした飲料を中心とした商談会
- ・来場者数：約 33,000 人
- ・出展社数：4 社

③グルメ&ダイニングスタイルショー2019 秋（京都府商工会連合会出展連携）

- ・概要：ギフトショーの併設商談会として食品ギフトを中心とした商談会
- ・来場者数：約 25,000 人
- ・出展社数：4 社

・茶業小規模事業者への海外展開支援

商工会においては、京都府下商工会では初めての取組である「貿易証明書類」の発給等を行い、小規模事業者の海外展開を支援する。また、第1期に作成を行った宇治茶と宇治田原を紹介する英語版ホームページを活用し、輸出業者の紹介等を実施する。

・展示会・商談会出展予定者への事前・事後支援

おもに展示会等へ初めて出展する小規模事業者を対象に、出品商品の選定、原価の設定、JANコード申請、会社案内作成等の事前準備の支援や、商談会終了後の継続商談に係るフォローアップ支援も新たに実施する。

・展示会・商談会・特産品市への出展に係る資金調達支援

「小規模事業者持続化補助金」や「宇治田原町地域ブランド育成等応援事業補助金」等を活用し、販路開拓を希望する小規模事業者の資金調達を行い、販路開拓へ取組を積極的に推進する。

・地域イベントを活用した販路開拓支援

既存の地域イベントである「商工祭」や「宇治田原ふるさとまつり・全国茶香服大会」等の事業を活用し、自慢の逸品紹介や新製品の発表など地元顧客へのブランド浸透や販売促進支援等の継続的な支援を行う。

①商工祭

- ・概要：地域の小売・サービス業等が出展を行うイベント事業
- ・来場者数：約 3,500 人
- ・出展社数：30 店舗

②宇治田原ふるさとまつり・全国茶香服大会

- ・概要：地域の茶業者等が出展を行うイベント事業
- ・来場者数：約 1,000 人
- ・出展社数：30 店舗

・ITツールを活用した小規模事業者の情報発信支援

ITツールを活用し、既存の販売先・取引先以外への認知度向上を図る支援を実施する。小規模事業者へのIT技術習得に係る支援については、「IT活用セミナー等による集団支援」及び「京都府商工会連合会と連携した専門家派遣による個別支援」を行う。

【目標数値】

支援内容		30年度(見込)	31年度	32年度	33年度
商談会等出展支援	支援事業者数	8事業者	8事業者	8事業者	8事業者
	売上増加額/社	500千円	500千円	500千円	500千円
	成約件数/社	3件	3件	3件	3件
海外展開支援事業者数	支援事業者数	10事業所	10事業所	10事業所	10事業所
	売上増加額/社	200千円	200千円	200千円	200千円
I T活用による販路開拓支援事業者数	支援事業者数	4事業者	4事業者	4事業者	4事業者
	売上増加額/社	100千円	100千円	100千円	100千円

※第2期における目標数値の変更について

商談会等出展支援者数、海外展開支援事業者数、I T活用による販路開拓支援事業者数について、第1期は延べ支援件数を目標数値としていたが、第2期は支援事業者数(実数)を目標数値とし、目標数値の明確化を図る。

Ⅱ. 地域経済の活性化に資する取組

1. 地域経済の活性化に資する取組に関すること

(1) 第1期目における取り組みと評価等

・現状

「お茶の魅力発信事業」については、イベント事業、特産品開発事業、情報発信事業の3つの事業について計画とおりの進捗が図れたが、「食の魅力発信事業」については、参加事業所の取り組みに温度差があり、成果にも差異が発生した。

・課題

「食の魅力発信事業」については、当初の実施目的である“食で観光資源開発する”事に対して参加事業所の取り組みに温度差があり、成果にも差異が発生した。参加事業所間において事業実施目標の共有化が図れない事を受けて、全体で実施するイベント事業等は廃止し、“食で観光資源開発する”意欲のある事業所に対しての個社支援に事業内容を改善し、平成35年に開通が計画されている新名神高速道路開通後に観光客が立ち寄れる地域作り及び環境変化が予測される地域小規模事業者の新たな取り組み（第二創業、経営革新）の促進を目指す。

・委員会における評価

地域経済の活性化に資する取組に関して、委員会においては以下の通り評価を行った。

「お茶の魅力発信事業」については、イベント事業、特産品開発事業、情報発信事業の3つの事業を実施してきたが、特に海外向けに宇治茶と宇治田原の紹介を行う英語版ホームページの開設や、京都府及び宇治田原町役場と連携して実施した「お茶の京都イベント事業」の2つの事業について、高い評価を得た。また、特産品開発に関しては、「宇治田原茶ペットボトル」が安定的に製造及び販売が実現した事についても評価を得たが、新たな特産品開発事業については、個社が開発する特産品開発を優先する観点から、商工会独自での特産品開発は、第1期を以て終了とする事となった。

しかし一方で、「食の魅力発信事業」については、参加事業所の取り組みに温度差があり、成果にも差異が発生した事に対応するため、地域経済の活性化に資する取組としての全体的な取り組みは廃止し、意欲ある事業者に対して、基本指針で示されている「経営状況の分析支援・事業計画策定支援・経済動向及び需要動向調査・新たな需要の開拓に寄与する支援」の範疇における個社支援に改善を行う。第2期の取り組み内容は以下のとおりとする。

(2) 事業内容

「お茶の魅力発信事業」【継続】

地場産業である宇治茶の振興を目的とした「お茶の魅力発信事業」を実施する。前述の販路開拓支援に合わせて、「日本緑茶発祥の地」である地域資源を活かした

「イベント事業、情報発信事業」の2つの事業を軸に地域におけるお茶の魅力を発信する事業を展開する。

①「お茶の魅力発信事業 ～イベント事業：宇治田原ふるさとまつり～」【継続】

【組織と目的】

お茶を中心とした宇治田原の地域資源の情報発信を行い地域経済の活性化を図る事を目的とした「宇治田原ふるさとまつり」を開催する。主催団体は宇治田原町、宇治田原町商工会、JA京都やましろ、区長会、町内茶業団体、町内地域おこし団体等が構成団体となり実行委員会を組織して行う。また、実行委員会における検討会議は年間約10回程度開催し、「日本緑茶発祥の地・宇治田原」の歴史的資産を活かした地域経済の活性化について事業内容等の検討を行う。

【宇治田原ふるさとまつりの概要】

宇治田原町総合文化センターにおいて、町内特産品の情報発信を行うため「お茶」、「お茶関連スイーツ」等の展示・試食・販売等を行う。また、「ふるさとスイーツまつり」を会場内において同時開催し、地域資源を活かした菓子製造等を行う小規模事業者の新作発表会・販売の場を提供する事で、販路開拓を推進する。

また、平成30年度からは「全国茶香服大会」を開催し、全国へPR事業を実施、次年度以降も継続実施を図る計画である。



宇治田原ふるさとまつり開催風景

②「お茶の魅力発信事業 ～情報発信：日本緑茶発祥の地 宇治田原情報発信事業～」【継続】

【組織と目的】

宇治田原町は、日本緑茶発祥の地として、現在でも宇治茶の製造及び販売を行う事業所が約60社存在し、宇治茶の生産農家についても約100軒存在する。このような地域特性を活かし、宇治茶の紹介や、既存茶業者の情報発信を目的とした観光案内及びWEBサイトの構築等の情報発信事業を行う。事業主体として、宇治田原町役場と宇治田原町商工会が中心となり、町内茶業3団体である宇治田原町茶盛組合、宇治田原茶販売協同組合、宇治田原茶業青年会と連携し年間2回の会議を行い事業推進を図る。

【日本緑茶発祥の地 宇治田原情報発信事業の概要】

宇治田原町の歴史的資産である「日本緑茶発祥の地 宇治田原」について広く情報発信を行う事を目的に以下の事業を、前述の関係機関と連携し継続的に実施す

る。

- ・観光案内パンフレットの作成配布
- ・公式 WEB サイトや公式 SNS を活用した宇治茶に関連したタイムリーな情報発信
- ・海外向け WEB サイトによる宇治茶の紹介や宇治茶輸出事業所の紹介
- ・海外向け動画サイトによる宇治茶の歴史や飲み方の紹介
- ・宇治田原町内交流施設を活用した交流事業の実施や情報発信の実施

Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関する事

(1) 第 1 期目における取り組みと評価等

・現状

単位商工会の経営支援員と広域担当経営支援員との連携を通じた支援の情報共有や支援ノウハウ等の情報交換について積極的に実施出来ていない。

・課題

今後は、事務局長がリーダーシップを取り、現場の実態を踏まえた上で、計画的に単位商工会の経営支援員と広域担当経営支援員との支援ノウハウ等の情報交換を行う。

・委員会における評価

委員会においては、外部の支援機関との連携や情報交換が図れている事については評価を受けた。一方で、商工会内部である単位商工会の経営支援員と広域担当経営支援員との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換については計画していた連携会議等の開催回数も少なく、改善もしくは実態に合わせた実施計画の修正について指摘を受けた。第 2 期の取り組み内容は以下のとおりとする。

(2) 事業内容

・京都府下中小企業支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換【継続】

従来、商工会組織以外の支援機関との情報共有の場が無く、支援情報が少ない課題が存在した。このような課題を解決するため、京都府内の中小企業支援機関（京都府、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、京都産業 2 1 等）にて構成される「京都府中小企業応援隊全体会議（年間 2 回）」、「京都府中小企業応援隊地域連絡会議（年間 2 回）」、「京都府中小企業応援隊経営支援事例発表会（年間 1 回）」等へ積極的に参加し、経営支援能力の向上を目的として、商工会以外の中小企業支援機関と支援ノウハウや各地域の需要動向等に係る情報の収集を図る。

・**京都府下商工会経営支援員との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換【継続】**

従来、支援技術を習得するための経営支援員研修は存在したが、府下商工会の経営支援員を対象にタイムリーな支援上の問題等を持ち寄り、協議を行う会議等は存在しなかった。このような課題を解決するため、京都府商工会連合会が主催している「経営支援力向上研究会（年間4回）」へ参加し、経営支援能力の向上を図る事を目的として、他の商工会と支援ノウハウや各地域の需要動向等に係る情報の収集を図る。

・**広域担当経営支援員との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換【改善継続】**

現状、単位商工会の経営支援員と広域連携拠点（山城区域商工会広域連携協議会）の経営支援員は支援内容等の情報交換の場が少なく、十分な支援情報の共有化が図られていなかった。この様な課題を解決するために、今後は事務局長がリーダーシップを取り、現場の実情も考慮に入れた計画的な情報交換の場である「経営支援員連携会議」を、四半期に1回開催し、支援情報、支援ノウハウ等に係る情報の共有化を図り、経営支援の効率的な実施と経営支援員の支援能力向上を目的に実施する。

・**金融機関・行政との金融情報及び支援ノウハウ等の情報交換【継続】**

京都銀行宇治田原支店、京都中央信用金庫宇治田原支店とは、金融審査会開催時（年6回程度）に定期的な情報交換を行っている。また、不定期ではあるが、前述の2つの地域金融機関及び年日本政策金融公庫京都支店、信用保証協会宇治支所、宇治田原町役場産業振興課との金融懇談会の場を持ち、地域金融情報の交換や小規模事業者への支援ノウハウ等に関する情報交換を実施する。

2. 経営支援員等の資質向上等に関すること

(1) 第1期目における取り組みと評価等

・**現状**

経営支援員等の資質向上について、「研修事業への計画的な参加」や「目標設定制度の運用」等を行い、組織的な資質向上の取り組みを図っているが、経営支援員間により取り組みの度合いに温度差があり、結果的に経営支援員の資質の差異に繋がっている。

・**課題**

既存の資質向上の仕組みは従来通り運用を行う一方で、経営支援員間の資質向上に係る意識の乖離を解消する事を目的として、「目標設定制度」のより効果的な運用や「経営支援員連携会議」における資質向上の取り組みについての進捗確認を行う。

・**委員会における評価**

委員会においては、特に宇治田原町商工会独自の仕組みとして、経営支援員等に課している「目標設定シート」を活用した資質向上の取り組みについて高い評価を

受けた。一方で、OJTについては単位商工会内の経営支援員等へのOJTは計画通り進捗しているが、単位商工会経営支援員と広域連携拠点（山城区域商工会広域連携協議会）の経営支援員間におけるOJTについては、上手く機能していないとの指摘を受けた事により改善を図る。第2期の取り組み内容は以下のとおりとする。

（2）事業内容

・個別の能力開発計画に合わせた経営支援員研修等への計画的参加【継続】

経営発達計画を遂行するために必要な経営支援員等の個別能力開発を鑑みて、引き続き年度当初に研修計画を策定する。また研修計画は主に京都府下の経営支援員研修をはじめ中小企業大学校の専門研修や、その他中小企業支援機関が実施する専門研修等を積極的に受講し、一層の支援力向上を図る事を目的とする。なお、研修計画の策定においては、経営発達計画支援事業の円滑な推進を図るため、特に経営分析支援に係る研修、事業計画策定支援に係る研修、需要拡大支援に係る支援等に参加を促し、従来の経営支援に必要な能力に加え、小規模事業者の持続的発展に資する支援ノウハウの習得にあたる。また、研修で得たノウハウ等は出張復命簿を作成、所内職員での回覧や、3カ月に1回開催する経営支援員連携会議において情報共有を行う。

・経営発達支援事業の推進に係る経営支援員のOJTの実施【改善継続】

支援キャリアの浅い経営支援員等が事業計画策定支援等の業務に携わる際は、支援キャリアの長い事務局長や中小企業診断士の資格を保有する経営支援員が現場で随行支援を行い、OJTを実施する。従来、窓口・巡回支援は経営支援員が1名で支援を実施してきたため、十分なOJTが実施出来ていなかったが、今後は経営支援員が複数にて支援を実施する事による支援能力の向上を図る。また、経営支援員間で定期的に「経営支援員連携会議」を行い、研修内容や支援情報の交換・ノウハウの共有化を図る。また、広域連携拠点（山城区域商工会広域連携協議会）の経営支援員と単位商工会の経営支援員間におけるOJTは、異なる組織に属している関係上、計画通り進捗しなかったため、京都府商工会連合会のスーパーバイザー制度等を活用し、OJTの推進を図る。

・経営発達支援に係る支援能力向上のための自己啓発の実施と評価【改善継続】

職員の支援能力向上には、職員自身が小規模事業者の支援機関に従事する者としてどのようにして、自身の支援能力を向上させ、組織への貢献を図るのかについて、意識を持つ事が必要である。各経営支援員等は、年度当初に目標設定シートを活用し「資質向上のための目標設定」を行い、事務局長は年度ごとにこれを評価・経営支援員等へのフィードバックする仕組みを構築すると共に、経営支援員等が自己啓発に取り組みやすい環境整備を組織的に推進する。

※経営支援員等の定義：広域経営支援員、経営支援員、記帳指導員（一般職員）

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

(1) 第1期目における取り組みと評価等

委員会においては、商工会における経営改善普及事業（経営発達支援事業）におけるPDCAサイクルが確立された事に対して評価を受けた。また一方で、事業に参加した小規模事業者の売上向上等の成果について確認が不十分である事について指摘を受けた事により第2期は一部改善を行う。第2期の取り組み内容は以下のとおりとする。

(2) 現状と課題

・現状

事業の評価及び見直しを検討する際に新規事業等についての意見や改善点についての意見交換は活発に行われるが、不必要な事業のスクラップについての意見交換は実施出来ておらず事業の肥大化が発生している。

・課題

委員会において、経営発達支援計画の効率的な推進を図るため、宇治田原町商工会の人的資源を考慮に入れた事業全体の見直しを図り、事業の適正化に取り組む。

(3) 事業内容

毎年度、本計画に記載の事業の実施状況及び成果について、以下の方法により評価・検証を行う。

・事業の実施状況、成果の評価、見直し案の提示について

毎年度、実施主体である宇治田原町商工会事務局会議および企画PT委員会において、事業の実施状況、成果の評価、見直し案の提示を行う。

・評価、見直しの方針の決定について

毎年度、商工会長、商工会副会長、宇治田原町役場産業観光課長、京都府商工会連合会経営支援課長、本支援事業に直接参加をしていない中小企業診断士等の外部有識者により「経営発達支援計画検討・評価委員会」を設置して、成果の評価を受ける、また見直しの方針についても決定を行う。

・理事会への報告について

毎年度、検討委員会において検討された事業の成果・評価・見直しの結果については理事会において報告を行い承認を受ける。

・事業の見直しへの対応について

翌年度は、事業見直しを受けた修正事業計画に沿って支援事業を実施する。

・公表について

事業の成果・評価・見直しの結果は、毎年、宇治田原町商工会ホームページにおいて公表を行う。<http://ujidawara.kyoto-fsci.or.jp>

(別表 2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(平成30年3月現在)

(1) 組織体制

①組織全体の状況

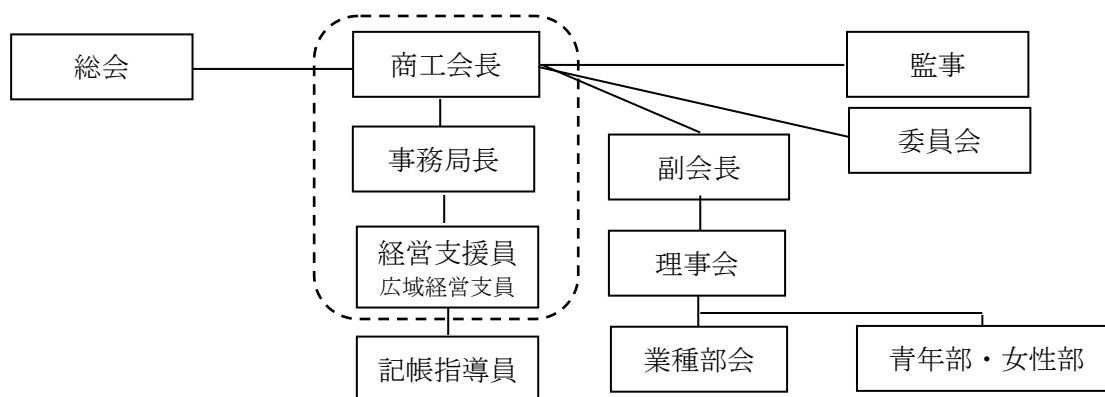
宇治田原町商工会

- ・ 会員総数：323名
- ・ 会 長：1名
- ・ 副 会 長：2名
- ・ 理 事：20名
- ・ 監 事：2名
- ・ 事務局長：1名
- ・ 広域経営支援員：1名
- ・ 経営支援員：2名
- ・ 記帳指導員：1名

②経営発達支援事業の実施体制

宇治田原町商工会（事務局）

- ・ 統括責任者：会 長（1名）
- ・ 実務責任者：事 務 局 長（1名）
- ・ 実 務 補 佐：広域経営支援員（1名）
経営支援員（2名）



(2) 連絡先

名 称：宇治田原町商工会

住 所：〒610-0261 京都府綴喜郡宇治田原町岩山釜井谷1-36

電 話：0774-88-4180 F A X：0774-88-4678

ホームページ：http://ujidawara.kyoto-fsci.or.jp

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	H31 年度	H32 年度	H33 年度
必要な資金の額	42,800	42,800	42,800
人件費等	28,000	28,000	28,000
旅費・事務費等	12,000	12,000	12,000
委員会開催費等	300	300	300
展示会出展費等	2,500	2,500	2,500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
①「京都府小規模事業経営支援事業補助金」→京都府より振込
②「宇治田原町商工業振興事業費補助金」→宇治田原町より振込
③「会費収入」→年2回金融機関引落とし等にて調達
④「特別賦課金」→展示会出展時に出品料を請求(振込依頼等にて徴収)
⑤「伴走型小規模事業者支援推進事業補助金」→全国商工会連合会より振込

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容
<p>① 地域の経済動向調査 京都府及び宇治田原町役場と連携し「管内小規模事業者景況等調査」を行う。</p> <p>② 経営状況の分析、事業計画策定支援、事業計画策定後の実施支援 京都産業 21・よろず支援拠点、京都府事業引継ぎ支援センター、京都府商工会連合会等と連携し、高度・専門的な課題解決には専門家派遣制度を活用する。また、山城区域商工会広域連携協議会所属の広域経営支援員とも連携し支援の質的・量的増加に取り組む。</p> <p>③ 新たな需要の開拓に寄与する事業 京都府商工会連合会、地域金融機関、ジェトロ京都と連携し、商談会・特産品市等への出展支援を行う。また、ジェトロ京都とは貿易投資相談制度を活用し様々な海外展開に係る課題解決支援を行う。</p> <p>④ 事業策定後の実施支援及び、新たな需要の開拓に寄与する事業に係る金融支援 地域金融機関、日本政策金融公庫と連携し、金融による資金調達支援を行う。</p> <p>⑤ 事業策定後の実施支援及び、新たな需要の開拓に寄与する事業に係る補助金支援 京都府、宇治田原町役場、京都府商工会連合会等と連携し、補助金による資金調達支援を行う。</p> <p>⑥ 宇治田原町商工会経営発達支援計画検討委員会の実施 宇治田原町役場、京都府商工会連合会等と連携し経営発達支援計画評価検討評価委員会を開催する。</p> <p>⑦ 地域経済活性化に資する取組 宇治田原町役場、町内茶業団体等と連携し「お茶の魅力発信事業」を行う。</p>
連携者及びその役割
<p>(1) 「日本貿易振興機構 京都貿易情報センター JETRO 京都」 連携内容：③ 代表者：石原 賢一（所長） 住 所：京都府京都市下京区中堂寺南町 134 番地 KRP2 号館 215 号室 役 割：貿易投資相談制度を活用し様々な海外展開に係る課題解決にあたる 商談会等を活用し販路拡大支援にあたる</p>

(2) 「(公財) 京都産業 21・よろず支援拠点」

連携内容：②

代表者：村田 恒夫 (理事長)

住 所：京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内

役 割：専門家派遣支援制度を活用し、高度専門的な課題解決にあたる

(3) 京都府事業引継ぎ支援センター

連携内容：②

代表者：成岡 秀夫 (統括責任者)

住 所：京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町 240

役 割：事業承継計画の策定及び事業承継計画策定後の実施支援にあたる

(4) 「地域金融機関及び日本政策金融公庫」

・京都銀行宇治田原支店

連携内容：③、④

代表者：安藤 太郎 (支店長)

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町郷之口中林 2

役 割：金融支援により円滑な資金繰りや設備投資の支援を行う
商談会等により販路拡大支援にあたる

(5) 京都中央信用金庫宇治田原支店

連携内容：③、④

代表者：濱谷 博司 (支店長)

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町贅田植山 36 番地 2

役 割：金融支援により円滑な資金繰りや設備投資の支援を行う
商談会等により販路拡大支援にあたる

(6) 日本政策金融公庫京都支店国民生活事業部

連携内容：④

代表者：天鷲 和之 (国民生活事業統括)

住 所：京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 101 アーバンネット四条烏丸ビル

役 割：小規模事業者経営発達支援融資制度等により金融支援を行う
商談会等により販路拡大支援にあたる

(7) 「京都府商工会連合会」

連携内容：②、③、⑤、⑥

代表者：沖田 康彦 (会長)

住 所：京都市右京区西院東中水町 17 番地京都府中小企業会館 4 階

役 割：専門家派遣支援制度を活用し、高度専門的な課題解決にあたる。
海外展開支援事業を活用し、海外展開における補助金支援を行う。
京都府商工会連合会が主催する商談会・特産品市等への参加勧奨を行う。
宇治田原町商工会経営発達支援計画検討委員会への参加を行う。

(8)「山城区域商工会広域連携協議会」

連携内容：①、②

代表者：鈴木 俊寛（会長）

住 所：京都府京田辺市田辺中央 4-3-3 京田辺市商工会館 1 階

役 割：広域経営支援員と連携し高度専門的な課題解決にあたる。
創業塾及び事業計画策定セミナー等の共同開催を行う。

(9)「宇治田原町内茶業団体」

・宇治田原町茶盛組合

連携内容：⑦

代表者：矢野 芳巳（組合長）

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町岩山釜井谷 1-36（宇治田原町商工会内）

役 割：他の町内茶業団体等と連携し「お茶の魅力発信事業」を行う。

(10) 宇治田原茶販売協同組合

連携内容：⑦

代表者：安井 徳重（理事長）

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町岩山釜井谷 1-36（宇治田原町商工会内）

役 割：他の町内茶業団体等と連携し「お茶の魅力発信事業」を行う。

(11) 宇治田原茶業青年会

連携内容：⑦

代表者：谷口 悟司（会長）

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町岩山釜井谷 1-36（宇治田原町商工会内）

役 割：他の町内茶業団体等と連携し「お茶の魅力発信事業」を行う。

(12)「宇治田原町役場」

連携内容：①、⑤、⑥、⑦

代表者：西谷 信夫（町長）

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町荒木西出 10

役 割：宇治田原町独自の販路開拓補助金制度の活用による販路開拓支援を行う。
管内小規模事業者景況調査事業を行う。
宇治田原町商工会経営発達支援計画検討委員会への参加を行う。
お茶の魅力発信事業を行う。

(13)「京都府」

連携内容：①、⑤

代表者：西脇 隆俊（知事）

住 所：京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

役 割：京都府独自の中小企応援隊補助金の活用による販路開拓支援等を行う。
管内小規模事業者景況調査事業を行う。

連携体制図等

